

令和5年第2回定例会会議録（第5号）

令和5年6月21日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
教育長	寺岡悌二君	総務部長	柏木正義君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	日置伸夫君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
こども部長	宇都宮尚代君	いきいき健幸部長	大野高之君
建設部長	山内佳久君	市長公室長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	古本昭彦君	上下水道局長	松屋益治郎君
企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君	観光課長	牧宏爾君
産業政策課長	大町史君	生活環境課長	堀英樹君

ひと・くらし支援課長	甲 斐 博 幸 君	障害福祉課長	大久保 智 君
子ども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫 君	健康推進課長	和 田 健 二 君
建設部次長	渡 邊 克 己 君	都市計画課長	籠 田 真一郎 君
公園緑地課長	橋 本 和 久 君	新湯治・ウェルネス ツーリズム推進室長	松 川 幸 路 君
防災危機管理課長	中 村 幸 次 君	教育政策課長	森 本 悦 子 君
学校教育課参事	宮 川 久 寿 君	学校教育課参事	時 松 哲 也 君
消防局予防課長	此 本 康 秀 君	上下水道局総務課長	田 原 誠 士 君

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第5号）

令和5年6月21日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

- 議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。
日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。
通告の順序により、発言を許可いたします。
- 11 番（安部一郎君） 選挙を経て帰ってまいりました安部一郎です。不甲斐ない得票数でありましたが、この数字を謙虚に受け止めてまいりたいと思います。
過去に死ぬ気で頑張りますと言ったら本当に 2 回ほど危ない目に遭いましたので、3 期目はおとなしくおしとやかに任期 4 年を精いっぱい務めてまいりますので、よろしく願いします。
議長にお願いいたします。本日は重たい質問は後回しにして、項目の 4、5、6 と始まり、3、1、2 と順番を変えて質問をしようと思います。議長、よろしいでしょうか。
- 議長（加藤信康君） はい。
- 11 番（安部一郎君） よろしくお願ひしたいと思います。
それでは 4 番の観光行政について質問いたします。
乙原の滝等の文化遺産について質問いたしたいと思います。別府市には乙原の溪谷など、すばらしい自然が残されています。また優れた文化財も多数ありますが、観光資源として十分に生かされていないと思っています。乙原の滝については観光情報「じゃらん」等などにも掲載され訪れる人もたくさんいます。過去において整備をしていましたが、前回の台風で一般の観光客が近づけない状態であります。乙原の滝を観光スポットとして再整備してもらいたいが、どのようなお考えでしょうか。
- 観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。
別府市の優れた自然は本市の大切な財産であり、観光振興にとっても重要な地域資源であると認識しております。特に乙原の滝は朝見川支流乙原川に位置し、その周辺は乙原溪谷として優れた自然景観、植生等を形成しております。
一方、乙原の滝から流れる水は飲料水、生活用水として乙原地区の全世帯 35 世帯に利用されております。観光客の増加による水源への影響の可能性が考えられることから、安全性の確保を考慮し、観光スポットとして今以上の積極的な誘客への取組は考えておりません。
- 11 番（安部一郎君） 風倒木の撤去、緩んだ歩道の整備を通行できるように整備できないかと質問したのですが、それは整備するという事でよろしいですか。
- 建設部長（山内佳久君） お答えいたします。
市道になっておりますので、整備のほうは通行に支障がないよう整備していきたいと考えております。
- 11 番（安部一郎君） ありがとうございます。今日配付しました資料の 7 を御覧ください。平成 17 年の議会の議事録です。
当時の水道局長が観光スポットとしてゴーサインを出して、観光スポットの論議は既に終わっていると思います。観光地として位置づけして整備したものと思われまふ。その後、判断が変わったということだろうと思いますが、上下水道局長それでよろしいですね。資料をよかったら見ていただいてからでも結構です。
- 議長（加藤信康君） 安部一郎君、事前に資料は頂いてはいますが、質問の前に通告をお願いいたします。
- 11 番（安部一郎君） 大変申し訳ありません。資料 7 枚の提示をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。
改めて資料の 7 番を皆さん御覧ください。当時の議事録が載っております。

当時は地元の村田議員とのやり取りだったと思います。それで水道局長とのやり取りがあって、ここを観光地に変えたという表現がありまして、その後整備されたと僕は聞いております。もしその判断が当時から変わっているのであれば、入り口の看板を外さないと来訪者からの苦情が来ると思います。地域の方に苦情が寄せられるということで、私は質問しただけに実に残念であります。

宝を磨き育てた乙原の滝は、道が整備され人の往来もできるようになりました。タブレットで乙原の滝と、よかったら皆さん検索してみてください。「じゃらん」に紹介されて有名なエソラブログでは、九州にある300の滝の中のベストテンに入っています。グーグルマップ口コミ評価は最高点の4.7でナンバーワンのです。全国の滝はなぜ宣伝され、多くの観光客を集め、市民の癒やしの空間になっているのか。由布川峡谷はなぜ観光地として認知されているのか、別府の宝物を市長が言うごとく、磨いて市民の皆様と訪れる人が喜びを持つ施設にさせていただきたいと思いますが、またその後の推移を見守りたいと思います。

それで改めてお伺いしますけれども、上下水道局長、当時の認識を変えたということによろしいでしょうか。

- 市長（長野恭紘君） それでは私から、議員の御指摘というか御提案は、本当に素晴らしい御提案だと私も思います。伝統文化、産業を磨いていくということは必要なことだと思います。

先ほど答弁させていただいたのは、今以上の積極的なPRはなかなか地元の皆さん方の御理解を得られないというか、水源地になっていますので、今以上の積極的なということなので、当時から今まで判断は変わっておりません。今以上の積極的なということなので、今までどおりの皆さん方への見せ方といいますか、地域との折り合いというのをしっかり調和を保ちながら、それはしっかり続けていくと、そういう意味だということ御理解いただきたいと思います。

- 11番（安部一郎君） ありがとうございます。その論議をぜひ今、よかったら当時の議事録を見てください。当時も水源地という論議があったみたいです。それで水源地という論議があったけれども、大野川の引水を使って、もう水源地としての機能はほとんど果たしていないみたいなことを当時は書いていました。現状とは違うかもしれませんが、一応そういうことを申し上げて次に移りたいと思います。

次に、この文化遺産というのは別府にたくさんあると思います。ただし、その文化遺産に対して広報が十分でなくて、観光資源として生かされてないと私は思っています。市長の言うように地域を磨き情報発信を行い、観光コースとして生かしてはどうかという提案ですが、どうでしょうか。

- 観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

別府市にある文化財は、登録有形文化財である竹瓦温泉をはじめ民間所有も含めて多数あり、一部は地域団体が行うまち歩きのコースなどでも紹介されております。

別府市内の指定文化財については、別府市公式ホームページの中の教育委員会で掲載されておりますが、観光面での情報発信も大切であると考えておりますので、観光情報ウェブサイト「別府たび」への掲載について、公式観光ウェブサイト編集部で協議してまいりたいと考えております。

- 11番（安部一郎君） 「別府たび」でまち歩きと検索しても、この市民団体とリンクができていません。昔はまち歩き団体がたくさんいて、たしか観光協会が中心となって協議会を立ち上げて活発に活動していました。

もう一度配付資料を御覧ください、1番目のページです。

市長の言うように別府の歴史、伝統文化、産業を磨くことは、すなわち私たちが暮らす地域の宝を磨くことです。ここには別府散策のヒントがいっぱいあります。立案、企画運

営、何でも私は手伝いますので声をかけていただきたいと思います。

私が飛騨高山に行った際に、おじいちゃんガイドが実に丁寧に対応していただいて、旅が2倍、3倍にも楽しかった記憶があります。ここで重要なのは企画する人、それを実行する人など、民間の中でどう構築するかだと思いますが、それはどのように考えていますか。これは人づくりでもあると思います、考えをお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

地域づくりの原点は、地域の方が自分たちの住むまちのことを知り、地域の資源に磨きをかけ育てることであると考えております。

まち歩きにつきましては、地域づくりの一環として始まったものが、市民自らが地域を案内するというスタイルが観光客にも受け入れられ、重要な観光コンテンツになっていると考えております。現在、観光協会においてボランティアガイド育成事業を実施しており、人材育成にも取り組んでおります。事業の中ではガイドのスキルアップ講座や新コースの造成などを実施し、新たなガイドの養成なども行っております。近年はまち歩きの旅行商品化も増えており、コロナ禍を経てツアーへの参加人数も増加していると聞いております。また観光情報ウェブサイト「別府たび」への掲載ということでございますが、現在観光協会とも協議しながら掲載準備を行っているところです。

今後も関係機関と連携し、本ウェブサイト育てながら満足度及びリピート率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎君） ありがとうございます。配付資料の2ページ目を御覧ください。これが別府の文化遺跡を全部表にしたものです。

実はこれは私がつくったものではなくて社会教育課がつくった資料でございます。こんな宝物のような地図が別府の中にあります。これもぜひ観光行政に役立てていただきたいと思います。

それと資料の1番を御覧ください。赤い囲みの部分があるのですが、4番の有形民俗文化財、国指定の民俗文化財が野口ふれあい交流センターに眠っています。眠っていますという表現はどういうことかという、ほとんど年間、これを目にする人はいないのではないかと思います。今回、ウェルネスツーリズムとかいろんなものが挙がっていますが、ぜひそういうところでこういうものをどンドン表に出していただいて、別府の温泉の魅力を伝えていただきたいと思います。

併せて次の質問に行きます。関の江の海水浴場について質問いたします。

関の江海水浴場について、ようやく整備が終わり利用ができるようになるということです。海水浴場としての規模もこれまでより大きくなることから、管理面について事故等の発生も懸念されますが、どのように考えていますか。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

関の江海岸の整備につきましては、現在はまだ工事中であり、令和6年度中に完成予定ということでございます。

しかしながら既に整備が終了している砂浜部分を使って、7月17日から8月12日までの期間、海水浴場を開設いたします。今年は広くなった海岸を生かし、関の江ビーチフェスタと題して開設期間中は様々なイベントを実施し、新しくなる関の江海岸をPRしていきたいと考えております。

管理面につきましては、例年どおり地元自治会にお願いすることとしておりますが、APUの学生とも連携して、安全面には最大の注意、配慮を図ってまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎君） 念願の海水浴場がやっとできました。予定より早くできましたので、これは阿南さんの置き土産かなと思っております。来期はしっかり宣伝して誘客に努めて

いただきたいと思います。くれぐれも事故のないように、大学生、自治会等が管理するということですが、しっかり研修を受けて事に当たっていただきたいと思います。

次に参ります、タクシー問題について。

これはるる議案質疑からいろん答弁が出ておりますので詳しくは質問いたしません、本当にこれはすばらしい取組と思います。この取組が全国に波及するかもしれないということなので、ただいろんなタクシーや既存のバスなどと、るるいろんな障害があったと思いますけれども、またしっかりそこも検証して議会に報告してもらいたいと思います。

次は、新湯治・ウェルネスツーリズムについて質問いたします。

簡単に言うと、改めてお伺いしますけれども、いつどこで何をするのでしょうか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

昨年度の調査につきましては、新湯治・ウェルネスツーリズムのコンセプト、研究実践拠点の在り方の検討、立地場所の調査、サウンディング調査等を実施しています。

研究実践拠点につきましては、「人・地域・資源をつなぎ、ととのえ、育てる、別府滞在のウェルネス・ストーリーを創造する拠点」というコンセプトとし、必要な役割、機能の案として「研究・開発」のラボ機能、「連携・発信」のハブ機能、「実践・展開」の体験機能を有するものを想定しています。

また、立地場所の調査につきましては、一定の条件の市有地について抽出を行っております。

○11番（安部一郎君） ありがとうございます。昨日の質疑で、もう民業圧迫施設はつくらないということなのですが、一つ気になるのが大型大規模温泉施設ができるかどうかということも僕の中では懸念材料としてあるのですが、またそれはおいおい決まった段階で教えていただきたいと思います。

それで事業の在り方ですが、事前にできる前、決まる前、入り口の段階で、地域のいろん人たちの話を聞くといった協議が必要と思いますが、どのようにお考えですか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長（松川幸路君） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスツーリズムを推進していくためには、市民をはじめ宿泊飲食、温浴施設等の事業者など、皆さんと目的を共有して同じ方向を向いて市内全体で稼いでいくことが大切だと思っております。今後、皆さんと情報共有しながら、市全体で一体感を持って進めてまいりたいと思っております。

○11番（安部一郎君） 市民や事業者などへ今後話をしていくということですが、今後どのように進めていきますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長（松川幸路君） お答えいたします。

まず、今回の調査報告書にはコンセプトなどが書かれております。そういったものを具体的にしていくために、まずは中心的な有識者を含めた会議体などを立ち上げたり、世界のウェルネスツーリズムの情勢なども今後勉強していく必要があると思っております。

また、市役所内では各部署で進める関連事業の事業課と情報を共有し、連携協議する庁内会議を先月立ち上げたところでございます。さらに一般向けには講演会や、ひとまもり、まちづくり協議会への啓発活動や、関係業界との意見交換などを含めて今後予定を考えていきたいと思っております。

○11番（安部一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。それで事業の在り方については、この後の質問の公園関係の中で自分なりの考えを述べますので、改めてそこでまたやり取りをさせてもらいたいと思ひます。

それでは次の、ごみ袋配布の事業費について質問する予定でしたが、僕の懸念していたものが全部解消されて、やるということなので、何を懸念したかということとコールセンターの問題、それとソフトの改修費と開発費の問題。特にソフトの改修費については、

このものを配るソフトの改修費は、当初は800万円あったと聞いています。その開発費は幾らかと聞くと380万円ということなので、これは改修でも何でもなくて、新しいソフトの立ち上げかと思いましたが、コールセンターにおかれましては人件費相当以外に多大なお金がかかったように見えましたけれども、6割カットという話を聞きましたので納得したところです。次に参りたいと思いますが。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

本事業は物価高騰対策としてスピード感を持って取り組む必要があります。市長専決の予算編成時においては、必要経費の上限額として予算措置をしているところであります。市はこれまでも予算を執行する段階におきましては、最も効率的で最小限の予算執行に努めております。今回も執行に当たり市内部にて検証を行った結果、事務費の削減に至ったところでございます。

○11番（安部一郎君） 従来の僕でしたらここがとつかみついて、わあわあとなるのでしょうかけれども、ここは分かりましたということで終わりたいと思います。

それでは給食センターについて質問いたします。

現在、単独調理場に食材を納入している業者は、今後どのようなようになるのか教えてください。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

5月24日に、現在学校給食納入業者を対象に説明会と業者登録会を開催いたしましたところ、参加業者の全てが引き続き納入に参加する意向であることを確認いたしました。献立に応じて当該月、もしくは複数月に使用する食材を納入する業者を原則価格競争により決定いたします。

センターでは市内を大きく3つのエリアに分けて、それぞれのエリアごとの別の献立をローテーションで調理するため、納入する食材の種類も多くなります。必要量を細分化し1回の納入量を少なくするなど発注方法を工夫し、より多くの業者が参入できるように努めてまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎君） ありがとうございます。念願どおり地域の事業者を使っていただくということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。物流についてはもう理解ができましたので飛ばしたいと思います。

さて、公園行政について質問したいと思います。春木川公園整備運営事業について進捗状況を教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず春木川公園につきまして、東側エリアにつきましては今年の1月に供用開始を行っておりますが、西側エリアにつきましては着工に向けて現在、事業者の内部協議が行われているという状況でございます。

○11番（安部一郎君） 課長、よく聞いていてください。現在、物価高騰により不可抗力及び事業者の責めに帰すことのできない理由により、工事期間の変更となって遅れています。そのことを私は十分理解できていますが、地域社会やプレゼンで約束した責任があるかと思ひます。

協定書の中に、工事期間や供用開始等々の文言をなぜ協定書の中に入れなかったのか、過去の契約でトラブルが起こった経緯から必ず明記するとしたのではなかったのでしょうか、教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

基本協定の中には、その事業の着手に関しての文言というのは入れておりません。書いてあるのは20年間の事業期間、設置許可を20年間とする、その期間に関しては記載しております。

それで事業着手に関しましては工程表の提出をしていただいて、その中で確認するようになっているのですが、現在東側エリアにつきましては、その事業着手に関する工程表がまだ提出されていないという状況でございます。

- 11番（安部一郎君）簡単に言うと協定書では20年間の期日と工事の確認は、今後出される工程表の中で判断するというところでよろしいですね。ぜひしっかりお願いしたいと思います。

次に参ります。春木川パーク準備委員会のサイトを見ますと不確定要素が明記されました。しっかり業者と協議を重ねていない証拠でもあろうかと思えます。議会から指摘されて今回は訂正していただきましたけれども、日々の協議の中、必ずチェックをしていただきたいと思えますし、市民に誤解を与えることはやめていただきたいと思えます。これはよろしいですね。

それでは上人ヶ浜公園について質問いたします。上人ヶ浜公園整備運営の進捗状況について説明してください。

- 公園緑地課長（橋本和久君）お答えいたします。

上人ヶ浜公園につきましては3月に基本協定を締結し、現在は住民説明会等を行いながら基本設計作成に向けて協議を行っているところでございます。

- 11番（安部一郎君）部長にお伺いしたいのですが、先般、請願の際のやり取りの中で基本設計をこれから行うというやり取りがございました。ということは、これから地域の皆様、市民の皆様の意見を頂戴して基本設計をし、開発申請、建築申請、詳細設計に入って発注、入札という流れだと思いますが、着工は8月では無理かと思えますけれども、その辺はどのように判断されていますか。

- 建設部長（山内佳久君）今議員さんがおっしゃいましたとおり基本協定、基本設計から実施設計に入っていくという流れになっております。8月着工ということでございますが、これはあくまでも事業者の方が記者会見のときに述べたことで、これから市民の意見を聞きながら、その辺の設計段階の内容を調査して詰めていきたいと考えておりますので、まだ着手着工については未定ということでございます。

- 11番（安部一郎君）せっかくの砂湯を早くしてもらいたいのので、砂湯だけを先行してやるということはできないのでしょうか。

- 建設部長（山内佳久君）公園の一体的整備の中でその辺は考えていきたいと思っております。

- 11番（安部一郎君）よろしくお祈りしたいと思います。ちなみに土地代はいつから発生しますか。

- 公園緑地課長（橋本和久君）お答えいたします。

公園の使用料につきましては、工事の着手から使用料が発生することになります。

- 11番（安部一郎君）過去において、そこが曖昧なあまりに地代がもらえないという事例があったように僕は記憶しておりますので、そこは協定書やその後に結ぶ契約などでしっかりしていただきたいと思えます。

次の質問に参ります。宿泊施設の設置について、都市公園法ではかなり制限されています。そのかなり制限されているものを公募の段階でなぜ可能としたのか説明してください。

- 公園緑地課長（橋本和久君）お答えいたします。

まず宿泊施設に関しましては、公募の指針の中ではホテル、旅館に特化したものは不可能である。体験型施設であれば可能であるということで、公募の中には記載しております。

今回、議会でも説明していますが、別府市では一日中過ごせる公園の実現ということを目標に公園整備をしていますので、今回はコンテナハウスということで、グランピングに近い施設であると認識していただき、体験型施設として市のほうでは認識しており

ます。

- 11番（安部一郎君） 資料の3を御覧ください。そもそも都市公園は、宿泊施設は基本的に駄目で、担当課もそこが分かっているから旅館、ホテルは不可と公募指針に書いたと思います。さきにできたグランピングの宿泊単価は、素泊まりで1万4,000円から2万4,000円、立派なホテルだと思います。営業許可等、免許は全てお持ちであり、旅館ホテル組合に加盟しています。

まず、公募設置指針では宿泊のみに特化したホテル、旅館等は不可としていますが、この場合、バンガロー、ヒュッテなどの簡易施設などはオーケーとしたのではないのでしょうか。関係法令をお配りした3番の表から見てください。まず都市公園法運用指針では、公園施設が都市公園の自由な利用に影響を及ぼすことのないようまず明記しています。それで都市公園法施行令においては、都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほか、これを設けてはならないとしています。

次に、都市公園法解説は宿泊施設のような施設は公園施設としての目的を逸脱して、公園地内という地の利を利用し、一般の宿泊者を対象として、もっぱら営利本位に運営されるおそれがあると説明しています。その都市公園法解説の中に、宿泊施設が特に必要があると認められる場合という特例を4つ掲げています。

その赤い囲みの中を皆様、御覧ください。まず1番が海岸、林間などの都市公園に小中学校を研修のために宿泊させるための施設。市街地から相当隔たった大面積の都市公園に設けるヒュッテ、バンガロー、青少年用の林間宿舎など。3つ目、市街地から相当の距離のある大面積の都市公園で、観光地としての価値が高いもの。周辺に宿泊施設がなく、公園を利用しにくい場合に設ける旅館、ホテルとしています。以上、宿泊施設を特に必要があると認められるときの4つの条件がここにあります。宿泊することそのものがアクティビティー体験型施設はヒュッテ、バンガローの簡易施設で十と私は思っています。

その施設は民業圧迫を極力抑えることもできます。高級宿泊施設でよいとすることに無理はありませんでしょうか。宿泊施設の正当性と高級宿泊施設でよいとの説明を具体的にしてください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この配付資料に書かれています都市公園法の解説というのは、公園緑地課のほうにもこの本がございますので、ここに記載されていることは認識しております。

この本は平成26年に出版されている本でございますが、パークPFI事業・公募設置管理制度というのが平成29年に都市公園の法改正をしている公園整備の手法でございます。最近の国土交通省の都市公園の在り方検討委員会の報告書の中にも、都市公園については地域の特色を生かして都市公園を一層柔軟に使いこなすようにということも書かれています。

別府の公園としまして温泉の泉源があり、そこで温泉に入って泊まることもできるということは、別府の地域の特色を生かした公園整備に当てはまるのではないかとということで、今回このパークPFI事業におきまして宿泊施設は体験型であれば可能としております。

- 11番（安部一郎君） 今の答弁の中に、地域の特性を生かしてということですが、この当該地の隣には立派なホテルがあります。もし隣のホテルと有効利用してやっていくのならば、砂湯だけを特化したものがあつたほうが地域経済に与える影響は多々あつたかと思えます。

何を言いたいかといいますと、前回の議会でも言いましたけれども、砂湯がまずあります。それでこの砂湯に周りの宿泊施設、周りの飲食店、遊ぶところ、マッサージ等の治療院等が集まってきました。そこで周りでお金を使い、ここで砂湯に入って帰って行きました。今回、全部の施設がこの中に、ホテルも含めて抱え込まれるのではないかとというのが

私の懸念です。

その中で一番気になるのが環境破壊だと思います。というのが資料の4番、計画配置図を御覧いただきたいと思います。

上人ヶ浜の希少植物が生息している分布図が私の手元にありますが、この今お配りしている配置図、このバンガローというかコンテナを置いているところがございますが、その位置に実は希少植物が生息しているのです。これは一番ゆゆしき問題と思っています。市民の遊歩道で、そこに沿った希少植物の上にコンテナが立つという絵が私には見てとれるのですが、この辺の整合性を今後どのように取っていくか教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

上人ヶ浜公園の海浜希少植物の分布につきましては、今まで公園緑地課が上人ヶ浜公園の草刈り等の維持管理をしていましたので、その分布の位置に関しては把握していますので、今回これから出てくる計画の中で、当然分布しているところへ構造物ができるようなことがないように、きちんと確認しながら事業を進めていきたいと考えております。

○11番（安部一郎君） ぜひともこの遊歩道と希少植物は守っていただきたいと思います。

それで今回の計画は、今言ったみたいに遊歩道沿いにずっと設置されています。遊歩道は市民が歩きます。それでこの海浜砂浜が宿泊者のプライベートビーチになっているように私は見えます。遊歩道について、宿泊者と散歩する公園利用者とのすみ分けについてはどのようになっていますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

そのすみ分けにつきましては、宿泊者それと公園利用者双方が遊歩道を利用できるように、今後また事業者と協議を重ねていきたいと考えております。

○11番（安部一郎君） 実際にグランピングでは立入禁止エリアができていて、あそこで唯一入れるのが前の広場と、それとバーベキューコーナー、トイレ。だから温泉にも入れないし、それであれを整備するに当たって遊歩道にあった遊具なども削られて、かえって公園が狭くなったというのが私の認識です。そのように決してならないようにしていただきたいと思います。

次に、私が請願の紹介者として一番注視しているのが、報道でルーム数の表示がございました。報道では34ルームと書かれておりました。それで結局、ルーム数が増えて人が増えると当然駐車場も増えますし、関係施設も増えると思います。

私はその分、何が起きるかという自然破壊が進んでいくし、そしてまた地域経済に与える影響が多いと思うのですけれども、このルーム数が増えるということの対応についてどのようにお考えでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず説明したいのが棟数とルーム数についてでございますが、棟数というのはそこに建築される建築の棟数になります。それでルーム数というのは、その建築物の中をどのように区切って営業していくかということになります。公園緑地課としましては、まずその棟数が公園の中の自然景観を大きく変えることのないように、その配置については確認していきたいと思っております。ルーム数につきましては事業者の運用の話になりますので、市のほうでそれを規制したりすることはないと、そういう認識でございます。

○11番（安部一郎君） 審査員の誰もがです、コンテナを置きます、20棟ですといったら普通は大体20ルームだと思います。課長も当初はそうに思われていたと聞いております。その中でそれを許容範囲というのは、いささか無理があろうかと思えます。20の場合によっては34から37という話もありますので、これは大型ホテルが1個できるのと一緒で、隣のホテルがあれだけ大きくて、たしか30ルームしかないと聞いていますので、とんでもないことだと思います。

地域経済に与える影響とかも踏まえて、それは運用の中で決めると言いましたけれども、運用についてもコミットはできますし公募もできますし、そのために協議があるのですから、ぜひとも地域経済のことを考えて、適正な棟数で適正なルーム数をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） 繰り返しの答弁になりますが、棟数に関しては自然景観を変えないように協議をして決めていきたいと思っておりますが、ルーム数に関しましては先ほどの答弁のとおり、市のほうで規制するものではないと考えております。

○11番（安部一郎君） もうこれはあまり言いたくなかったのだけれども、別府公園の喫茶店の設置で近くの2つの喫茶店が廃業されました。それで上人ヶ浜公園の説明会では誰かから、春木川公園のようにうどん屋さんの横にうどん屋ができることはございませんかと言ったら、担当者がそんなことはございませんと。それで出てきたのがこのホテルのルーム数です。

私は一般の土地にそういう施設ができて競争せよというのなら、商売人として十分できると思いますけれども、1坪360円ぐらいの賃料で隣同士が競争するかといったら、まずできないです。それはもう提供するサービスが全然変わってくると思います。そこもぜひ考慮していただきたいと思うのです。これはもう、そういうそちらの主張がある以上、これ以上は言いませんけれども、ぜひ協議という場があるのですから、ぜひ酌み取っていただきたいと思います。

○市長（長野恭紘君） 私から。当然民業圧迫となるようなものは、当然これは控えるべきだと思いますし、ただ最低限公園の管理をしていくという中において、我々がパークPFIという事業手法を導入して民間活力、資金、手法について、それは昨日、四方よしという言い方をしました。事業者の方はもちろん、市それから観光客、そして地域住民の皆さんということ言ったわけですが、それは当然配慮しなければいけないことだと思いますので、今後はしっかりと配慮してやっていきたいと思っております。

ただ、今ちょっと私もそれは本当にそう言ってしまっているのかなと思ったのはスターバックスのことです。スターバックスができて地域のお店がそのために2店舗閉鎖したということが確定された情報なのであれば、我々もそれについて調査して今後に生かしていかなければいけません、それについての確たる証拠がないのであれば、あまり議場でそういうことを言うべきではないと思っているところでございます。

○11番（安部一郎君） 僕原稿にはこう書いていたのです、実は。一つの施設ができて与える影響があって、そこが廃業すればそう思われても仕方がないと思います。それでそれを調べるのが行政であろうかと思っております。そのために長野市長と前回お約束して商業調査をお願いして、別府市の現状とか過剰に商業施設が増えているのではないかと、それでホテルもそういう状況にあるのではないかと、そういうものを今回予算をつけて調査していると思います。

それで商業調査の件ですけれども、資料の6枚目を見てください。ここに旅館、ホテルの現状を旅館ホテル組合がまとめた統計データがございます。昨日、松川議員の質問のやり取りの中でありましたけれども、ここ数年で1,800ルーム増えています、5,000ある中です。それでこの1,800ルームを埋めるには観光客が100万人必要です。一日当たり2,700人ぐらいです。だからそれをホテルでもって観光客を誘致するというよりも、ソフトランディングによって観光客を誘致するという方向転換をしないと、この100万人の穴を埋められないと思います。

それで宿泊数が250万人からどんどん増えていっているのならいいのですけれども、コロナで落ち込みました、今はホテル業界も大変な状況です。それでやっとならからというときに支払いも始まります。だから時期も遅らせてももらいたいし、なるべくそういう旅

館、ホテルの民業圧迫にならないような規模感のものをつくっていただきたいというのが私の切なる望みでございます。

そういうことなのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 市長(長野恭紘君) 御意見はよく承りました。1,700ルームがここ数年で増えたのですか、直近では700ルームぐらいかなと思ひています。全体として1,700ルーム、これからも1,000ルーム単位で増えるというような状況があろうかと思ひています。

私が言いたかったのは、それはしっかりと注視をしながら全体として影響がないように、その影響の範囲の中で我々は考えていくということはしっかりとお約束をしたいと思ひていますし、我々はちゃんと商業調査等で調べますが、今議員が議場でスターバックスができたから2つの店舗が潰れたでしょうと、このように断定をされましたので、それが本当に事実なのであれば我々もしっかりそれは受け止めなければいけないと思ひておりますが、それがいろいろな理由でそうなったのであれば、議場ではそういう確定的なことを言うのはいかなかなということでは私は発言させていただきましたので、その点だけはちょっと御理解いただきたいと思ひます。

- 11番(安部一郎君) ではその部分については撤回させていただいて、ゆめタウンの検証でもありましたとおり、ゆめタウンができて実態はどうなったか。案の定、商店が約何百という形でなくなっていく。結果、効果はなかったという判定結果も出ていますので、私の思うのが正しいか正しくないかは分かりませんが、そういうこともあるかと思ひますので、ぜひとも考慮に入れていただきたいと思ひます。

それで年間宿泊者の予定数はどのようになっていますでしょうか。

- 公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

上人ヶ浜公園の年間の宿泊予定者数は1万1,000人の予定となっております。

- 11番(安部一郎君) これは多分20棟、20ルームの計算じゃありませんか。専門家にいろいろ聞きますと、30を超してこの宿泊数では損益分岐点に行かなくて、それで現にグランピングが14棟あって、過去平均で先日は8,500人とか言っていましたけれども、その前は1万入を超していたので約1万人が泊まっていたと思ひます。その計算からいくと約2万6,000人になるのではないのでしょうか。その2万6,000人の宿泊者が来場した場合に、僕が一番気にしているのが砂湯で、従来この砂湯が大きな目的であった砂湯にお客様が、宿泊者が優先で一般の人たちが利用できるのか、特に土・日などはマックス120人が泊まれるとしていますので、一般の人たちが本当に入れるのか、そのシミュレーションはどのようになっていますか。

- 公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

砂湯に関しましては今公募の段階で、浴槽が2倍になる大きさでの設計をしていただくようになっています。そして今提案の中での営業時間については、朝の7時から夜の10時まで営業するという事になっていますので、そこで来るお客様が全てこの上人ヶ浜に宿泊するという事はなく、また以前、問題になっていました待ち時間が数時間かかるということに関しまして、利用のシステムを構築して解消しようということになっておりますので、どちらかといえば一般のお客様が十分利用できるような、そういうシステムになっております。

- 11番(安部一郎君) 決してやってはいけないことは、今言った一般のお客様が今まで入れなかったということからの砂湯の拡張だったと思ひます。

それでルーム数を増やして宿泊者を優先するようなことは決してあってはならないと思ひますので、そのシステムが平等に使われることをお願ひしたいと思ひます。

資料の5番を見てください。私からの提案です。

最近問題になっている神宮外苑の再開発について、東京都の都市整備局のホームページ

をちょっと私が整備したものでございます。まず開発するに当たって都民の様々な質問19に対して丁寧に答えています。特に7番を見てください。情報公開は絶えず行っています。その7番の答えが下の赤い囲みの部分です。その中の赤い文字を注目してください。指針策定に当たりパブリックコメントを実施しています。何かをする前に徹底した市民の意見を聞いて指針を策定する。その結果、次のページの赤い囲みのパブリックコメントの結果を見てください。

木を切るということでしたが、パブリックコメント、市民のアイデアにあって、実は2本だけにすると。そして千本の逆にイチョウが植えられるということになりました。結果、・・・はどうしたかといいますと、もう少し論議が必要として継続審査となったようです。その中で事業者から、イチョウ並木をするという約束を守るため施工方法を検討するという説明があったと説明しています。

そしてこれをどのようにするかというのが、下の図を御覧ください。その下の図は、実は大分市のホームページのトップ画面です。御意見、御要望そしてパブリックコメント、アイデア提案を絶えず募集しています。これからウェルネスツーリズム事業が始まります。この上人ヶ浜公園も市民の貴重な財産でございます。隠す、隠さないとのやり取りが昨日にありましたが、ぜひとも丁寧な行政運営をお願いしたいと思います。これについて何かございますか、御意見は。

○建設部長（山内佳久君） 答えいたします。

今議員さんから質問がありましたとおり、これから我々は基本設計と実施設計、それと後は住民説明会という流れでございます。その中で出た市民の皆様方の意見、これを十分参考にさせていただきながら、今後この整備を進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○11番（安部一郎君） 次に用意していた質問は、都市公園法改正の中で公園ごとのルールを決めて運用ができるとあります。そのために協議会を設置することができると思っていますので、春木川が今そのような形を取っていると思いますので、上人ヶ浜も地域住民を踏まえたそういう協議会をつくって運営していただきたいと思います。

それで鉄輪地獄地帯公園について質問します。本来、この鉄輪地獄地帯公園は1期、2期の工事があるって、全員協議会の説明では2期目の樹林地は整備されて供用開始に既になっているようではありますが、全くなっていません。それはどのような理由からでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） 答えいたします。

鉄輪地獄地帯公園につきましては、議員さんおっしゃるとおり樹林地に関しても供用開始となっておりますが、ここに関してはまた今後整備をしていきたいとは考えておりますが、今のところ具体的な予定はございません。

○11番（安部一郎君） せっかくの土地でございます。何よりも約束したことは守っていただいて整備していただきたいと思います。

そしてこの現状はどうかといいますと、実は遊具が減っているのです。立入禁止区域ができて、今さっき言いましたけれども、入れるのはトイレとバーベキューコーナーだけです。別府市の予算で掘削した、そのお風呂にも入れません。しかも今、駐車場は有料です。吉富議員のすばらしい質問がありました、公園は誰のものか。皆様が知ってのとおり市民のもので。その原理原則を忘れてはいけないと思います。

最後に、国土交通省の解説書の一文を読み上げてこの項は終わりたいと思います。

「宿泊施設のような施設は公園施設としての目的を逸脱して、公園地内という地の利を利用し、一般の宿泊者を対象として、もっぱら営利本位に運営されるおそれがある」と説明しています。市民の公園が運営する事業者の営利本位であってはならないことと、絶え

ず市民目線で協議を重ねていただきたいと切に願う次第であります。

次の図書館建設に当たっての松林の伐採について質問通告していましたが、管理をしつかりしながら松を移植したり、古い木は切りながら運営していくということなので、公園緑地課と十分連携を取ってやっていただきたいと思います。この質問は終わります。

次に、上下水道局の質問に入ります。

質問に入る前に、前議会において私の質疑の中で答弁拒否とも言えることが起きました。どうしてあんなことになったかは、いまだに疑問です。

私の質問は通告の内容どおりの質問で、事前に退職金に関して質問通告していただけに実に残念です。3期目の私は、チェックする議会、提案する議会として建設的な意見をしていきますのでよろしくお願ひしたいと思います。今回の事件の責任はチェック機関である議会の責任でもあります。

それでは質問に入ります。業務改善委員会について説明をしてください。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

別府市上下水道局業務改善委員会は、局所管の業務の改善及び能率の増進に関する事項について調査研究し、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に答申し、かつ必要に応じて管理者に改善策の意見を述べることなどを目的に設置されるようになっております。

○11番（安部一郎君） その業務改善委員会に第三者機関が入っていなかったこと、第三者がいなかったこと、それを危惧しています。最後の総点検のときに、ぜひ第三者を入れて検証してもらいたいと思います。

それでは次の質問に参ります。

退職金返納請求及び財産保全の申請について、どのようになっているのかお答えください。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

退職手当返納命令処分につきましては、別府市職員の退職手当に関する条例の中に定められております。退職手当返納命令処分のためには当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならないと規定しており、適正手続の保障という観点、とりわけ退職手当が退職後の生活の糧であるという性質があることから、聴聞手続を慎重に行うことが要請されております。

さらに条例は、退職手当返納命令処分を行うためには退職手当審査会に諮問しなければならないと定めていますので、本年4月13日に外部の第三者で構成された退職手当審査会を設置した上で、元職員の退職手当の返納処分の適否について諮問しています。同審査会は現在まで4回にわたって開催されており、財産保全等退職手当返納金の取扱いにつきましても審査の論点とされています。

今後、退職手当返納金の取扱いにつきましては、聴聞手続並びに退職手当審査会の審査及び答申を経て退職手当返納命令処分が行われた際に、関係法令に照らして適切な対応を取るよう努めてまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎君） 4月13日に外部の第三者で構成された退職手当審査会を設置した。しかし財産保全の申請はしていないということですが、そういうことですね。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、退職手当につきましては退職者の生活の糧になるものですので、局としては退職手当の返納を命じるべきかどうかという事態を含め元職員の言い分を確認し、外部の第三者の意見を聞いた上で判断すべきと考えています。退職手当審査会に対しても退職手当の返納を命じるべきかどうか、返納を命じるとすればどの範囲で返納を命じるべきかと諮問しております。

このような段階において、財産の仮差押え等の保全処分をすることは困難であると考え、そのような手続は取っておりません。

○11番（安部一郎君） 分かりました。元職員の聴聞が終わったのが約1年前、退職手当審査会が立ち上がったのが今年の4月13日、この1年間の空白は何をしていましたか。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

聴聞が終わってこれまでの1年間になりますが、次の手続に向けてどのような対策を取るか慎重に検討しておりました。

○11番（安部一郎君） その慎重を期すために1年の時間を費やしたというのが理解できていないのです。それで行政の説明責任について最後の項に入りますけれども、上下水道局の事案を受けて所管事務調査が立ち上がって約2回の説明がありました。それも私が再三、説明するべきだと言ってやっとできたものでございます。そして入ってくる情報は市長のフェイスブックであったりユーチューブであったり、そちらのほうが情報が結構入ってくるのです。

そのとおりであるならば、行政書類を本当に提示していただいて、今こういうことをやっているのだ、だからこうなのだということをぜひしてほしかったし、今回の資料請求にも応じてくれませんでしたけれども、そういうことを市長自らがやろうとしているのだから、するべきだと思います。そして次の最後のプロポーザルの質問に移りますけれども、このプロポーザルについては前回、市長とわあわあやってしまったのだけれども、今までの契約の中で、でたらめという表現を僕は使いました。それが不穏当間違いでした。

ただ適切でない契約があったと僕は思っています。それは何かと言いますと、4億円をも超す契約の中で随意契約理由というのがあるのですけれども、その存在がなかったのです。それと協議録、会議録もなかったのです。この協議録、会議録がなかった中で、よく当時の上司が決裁したなというのが僕の中ではもう不思議でしょうがなかったのです。それで今は本庁のほうは、契約するときに契約検査課がしっかりいて、契約検査課がチェックをして、それはこれ、書類に不備があるぞとか、いや随契約理由を書いてこいとか、そういうのがちゃんと指示できるのですけれども、上下水道局はそのチェック体制が今僕はないと思っています。

それで今後は本庁と今一緒になりましたので、チェック体制を取るということは話を聞いておりますので、今後の展開について松屋上下水道局長どうぞ。

○上下水道局長（松屋益治郎君） お答えいたします。

確かに今までそういうことがあったということを言われていましたが、今後は本庁・市役所部局の特に契約検査課などと連携を取って改善してまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎君） ぜひともチェック体制を強化してください。そしてこれはどこかで終わりを告げないといけないと思うのです。それで議会としても今後は再発防止のためにどうするかという答申も僕は出していきたいと思いますので、早く請求するかしないか、それも決めて明確にしてください。するべきだと思います、そうではないと示しがつかないと思いますので、今後の推移を見守っていきたいと思います。

そして今日は上人ヶ浜公園のことをやりましたけれども、市民は本当に今苦しい状況の中で商売をやっています。ぜひとも市長の言うように、民業圧迫にならない、市民が困らない施設をつくっていただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

○10番（阿部真一君） 自民新政会の阿部真一でございます。3期目の初めての一般質問でございます。

今回質問に取り上げました生活保護受給者の自立支援体制についてということでございます。この生活保護受給者の自立支援、この生活保護の決算を見るに、やはり別府市の財政におけるかなりのウエートを占めている民生費であることが、数字のほうからもうかが

い知れます。

過去の決算ベースでいきますと、去年が67億9,500万円、その前が65億8,300万円、62億8,000万円と、この生活保護の経費が占める別府市の財政におけるウエートは、かなり大きい部分でございます。

その部分を勘案いたしまして、今回この生活保護において担当課がどのように自立支援に向けてサポートをしているのか、そしてまたこの生活保護を受給されている方の生活の中の一つである扶助費のレセプト点検、診療報酬、そして薬剤等の点検業務がどのようにこの市役所の中で行われ経費として計上されるのか、そこに少し観点を置きまして質疑をさせていただきたいと思えます。

それでは、この長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にも収入が減少し生活が困窮している状況が続いていると思えます。本市の増減比較について、今年度を含めた直近3年間の被保護世帯数及び被保護者数の推移について御答弁ください。

(議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く)

○ひと・くらし支援課長(甲斐博幸君) お答えします。

本市におきましては、生活保護被保護世帯数は、令和2年度は3,214世帯、令和3年度は3,139世帯、令和4年度は3,076世帯、被保護者数は、令和2年度は3,824人、令和3年度は3,705人、令和4年度は3,625人と、毎年度微減傾向となっております。

○10番(阿部真一君) 今答弁がありました。微減傾向ということで担当課のほうから回答がございました。

この部分の減少に至ったこの中身、その考察を担当課のほうと打ち合わせする中で、やはり自然減、そのような形の減少が多い。そしてまた急を要するこの受給に至ったシングルマザーの方とか、生活の状況に応じて受給をせざるを得なくなった方の自立復帰に関しての増減であるということでございます。

その中で、本来担当課であるひと・くらし支援課は、このような受給の社会復帰対策について自立助長のための就労支援を、そしてまた生活保護制度の運営を行うためにも、この役割が本市の担当課にとって大変重要であります。本市のその自立支援の体制に対してどのような取組を行っているのか、お答えください。

○ひと・くらし支援課長(甲斐博幸君) お答えします。

本市におきましては就労支援員3名を配置し、被保護者の個々の状況に応じ求人情報の提供、職業訓練の紹介、履歴書の記入方法、家庭訪問、模擬面接等を行い、必要に応じハローワークにも同行し求職活動を実施しております。

就職後も良好な就労状況が継続できるよう定期的に電話で状況を聞き取り、直接面談を行うなどの取組をしているところであります。

○10番(阿部真一君) 今、ひと・くらし支援課の職員数なのですが、正規職員が30名、再任用職員が7名、任期付き職員が7名、会計年度職員が14名、計58名、うちケースワーカーの正規職員が22名、再任用職員が5名、任期付き職員が7名、計34名の体制で本課がこの業務を行われているということでございます。

今答弁にあるように、やはりこの就労に関しての自立のところというハローワークと連携して、そしてまた社会福祉協議会などと連携して、その方が自立し得る、その政策のフォローアップをしていくということでお答えになっております。

その中で、この生活保護受給者の方は高齢の方、そして精神的、身体的に就労が困難な方が多いことは推測されます。しかしながら、この就労が可能な方に対してどのような自立に結びついたのか、この数字、直近3年間の推移をお答えください。

○ひと・くらし支援課長(甲斐博幸君) お答えします。

本市におきましては、稼働収入の増加により生活保護が廃止になった件数は、令和2年

度は21件、令和3年度は23件、令和4年度は29件と、毎年度若干ではありますが増加傾向となっております。

○10番（阿部真一君） 今数字がありました、この数字が多いか少ないかの議論ではなく、この就労に当たってのこの数字、令和2年が21件、3年が23件、4年が29件とございます。この就労の支援を行っていく上で担当課が見えてくる課題、その課題があると思います。その方向性が担当課のこの自立に対しての先々を見据えた政策の進め方、そしてこの別府市の市民に対しての担当課の責任ではあるかと思いますが、その辺の課題点はどのように考えておりますか、御答弁ください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

稼働能力に沿った就労支援に努めておりますが、求人は医療機関やホテル業が多く、正社員の雇用が少なくパートタイム、アルバイトの雇用が中心です。

若年層の就労については早期就労につながるものの短期間で離職する者が多く、定着支援が課題となっており、計画的なフォローアップが必要であります。

○10番（阿部真一君） 恐らくその課題点というのは、生活する中で私と認識も同じだと理解できました。やはりこの正職員の雇用がまず少ないと、そしてその定着支援がやはりなかなか難しい。長期間の就労、就職したと思ったらもうすぐ辞めてしまうという形で、やはりこのあまり伸びてこない。そして減少もする中での数字が、あまり担当課としての業務の中では見えてこないと考えております。

○10番（阿部真一君） やはり就労になかなかつながらないというのは担当課だけの責任ではなく、この社会情勢、社会が持った問題点の一つだと思っています。その中でやはり私は先日地元の企業でございます太陽の家のほうにお邪魔させていただきました。その中でお話を伺う上で、やはり太陽の家さんは障がいのある方、精神も身体も合わせた方の就労の支援と、そしてまず何より自分で就職して、自分でお金を稼いで納税して、そしてまた働き、生きる喜びを分かち合うことを仕事の中で理念として持って進めていっていると。これは一民間企業のことです、この生活保護の受給の方とは少し観点は違いますが、やはりこの別府の中でこういった取組をしている企業、太陽の家以外の企業も恐らくあると思います。そういった企業の中の就労、そして自立に対しての取組などを一度研究、調査していただいて、やはりこのハローワークに就職の窓口としての手だては一つしかないように感じられます。そうではなくて、ひと・くらし支援課がそういった企業の調査をしていただいて、そういった生活保護受給者の方の就労を直接的に支援できる方向性も今後は考えていってほしいと考えております。

それでは、この生活保護の中の受給の業務、この事務能力のところでのレセプト点検のところに対して少しお伺いさせていただきます。

このレセプト点検も担当課のほうから資料を頂きました。これは医療診療と歯科、調剤、訪問看護の3つの合計でございますが、令和元年が8万9,904件、令和2年が8万4,341件、令和3年が8万2,830件、令和4年が8万2,183件と、月平均にして大体7,000件から6,000件の後半の数のレセプト点検の業務を担当課で行っております。

このレセプト点検をすることによって、市が負担する財政の抑制というかチェックになる部分で、このレセプト点検を全国的に皆さん行政のほうではされております。その中で、この生活保護費のうち生活扶助費の全体の、およそこの57%を占める医療扶助の適正化は、このレセプト点検の体制によって最も重要であると考えています。本市の取組はどのように行っているのか御答弁ください。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

医療機関、薬局の御協力の下、ジェネリック医薬品・後発医薬品の推進をはじめ長期入院患者等退院促進事業、生活習慣病の予防改善を進めております。

多くの健康課題を抱えている生活保護受給者に対し、日常生活の自立、社会生活の自立といった観点から生活保護受給者の健康管理を把握し、個々に沿った健康指導を行うことで医療と生活の両面において支援しております。

また、疾病や医薬品の知識を持つ看護師を2名、診療報酬請求事務に精通したレセプト点検員を2名配置し、専門的な見地から様々な医療扶助費の適正化に努めているところであります。

- 10番（阿部真一君） それでは答弁がありましたこのレセプト点検員2名を配置して、専門的な知見から様々な医療扶助費の適正化に努めているということでございます。

これは以前の一般質問でも質疑をさせていただいたのですが、やはり月々の請求件数については、かなり多く医療機関のほうから請求が上がっております。今後この医療機関とのやり取りを簡素化するために、やはり今は全部アナログで手作業で作業を行っているということですが、このレセプトに関して他都市の取組、そして一般の企業などの取組でデジタル導入に向けた取組があれば教えていただきたいと思いますが、御答弁できますか。

- ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

国の方針として、マイナンバーカードを活用した生活保護受給の有無について、資格確認のシステム化が全国的に導入される予定となっております。それにより、マイナンバーカードによる確実な資格、本人確認を実現するとともに、医療券の発行、送付等の事務を軽減し、利用者や医療機関の利便性を高めることが期待されています。

また、医療機関同士の情報共有に同意することで、重複処方、重複受診を医療機関が把握することが可能となり、当課でそれらの情報を得ることができるようになれば、今までの請求の内容を目視で確認し情報を得ていたため、膨大な時間の節約や重複受診等の漏れの未然防止が期待でき、適正な医療費の給付につながると考えられます。当課としても各機関と連携して、オンラインでの資格確認のシステム化の導入に向け昨年度より進めております。

- 10番（阿部真一君） このレセプト点検はやはり月平均で、大体やはり7,000件前後を担当課で処理をされているということでございます。

やはりこの決算の数字から見ても、医療扶助の部分が39億、38億、35億とやはり大きくこのウェートを占めて、生活保護の全体の決算ベースの費用の中の医療扶助の負担というのは大きく占めております。やはりその中で業務として行っているレセプト点検の在り方というのは、今後こういった生活保護受給も国民健康保険も広域化が進んでいく中で、デジタルの医療機関とのやり取りの中で適正化が進んでいく可能性はあるのですが、やはり今後、別府市としても、この別府市が抱える問題、先ほど言いましたように生活保護受給のパーセンテージでいくと約3.2%で、ちょっと訂正があればまた議事録を訂正していただきたいのですけれども、大分県の平均が人口に対して約1.7%です。別府はやはりこの生活保護の受給率が多い部分がございます。

その中で、やはりレセプトのこの点検の作業をどうしてもこの2名で7,000件近くをやっているというのが、一応ちょっと状況を見させてもらいましたけれども、人的なミスも恐らく発生するでしょうし、医療機関は医療機関でもう受診をしているので、診療報酬としては利益というかその診療報酬をいただかないといけないので、その市役所の業務が滞るとやはり支払いが遅れてくるということになると思います。

この中で、保険年金課のほうでも、このレセプトの一次点検、二次点検の中で、やはり適正な診療報酬の訂正があって、減額に努めているということヒアリングでも聞いております。

やはりこういった状況を鑑みたときに、やはりひと・くらし支援課が行っている業務と

というのは、人と人の中のこの制度としては大変大切な業務ではございますが、やはりきちんと人を増やして、適正な数でこの業務をしていく。そしてまたデジタルが進む上で他都市の研究をしていく。そして自立支援をするに当たっては、民間の企業などのやり方を調査研究していただいて、全てハローワークとかに任せるのではなく、やはり独自のそういった自立に対してのサポートができる体制を取っていただきたいと思います。

この質問の最後の項になりますが、別府市独自のこの就労に対しての何か支援体制のメニューとか、考えるところがあれば御答弁いただきたいと思いますが。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

別府市独自の就労支援につきましては、ほかの自治体の取組を情報収集し、効果的な就労支援の方法を模索していきたいと考えております。

○10番（阿部真一君） ぜひ別府市役所のひと・くらし支援課に行ったら、こことここに訪ねていってくださいというところまで踏み込んで、業務としてやっていてもいいとは思いますが、ぜひその辺はまた調査研究を進めていってください。

それでは次に、公園行政についてお聞きいたします。

今議会はパークPFIの件もありまして、ほとんどの議員さんがこの公園に対しての質問、質疑を行っております。私はそもそも公園の在り方、市民の生活の中でこの公園がどのような役割を果たしているのか、その中で今回ちょっと質疑をさせていただきたいと思っております。

別府市には様々な公園がありますが、この役割、機能についてはこの議会で多くの議員さんの質問の中で知ることができました。緑豊かな環境、景観の維持、オープンスペースを利用したコミュニティーの形成の場、子どもの健全育成の場、健康やレクリエーション空間を提供する効果など多様な機能を持っているということで、いろんな部分の公園の在り方が、行政として考えがうかがい知れます。

それでは市内に公園の数が174ありますが、その維持管理費についてどれぐらいかかっているのかお答えください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

当課が所管している公園の数は174公園ございまして、その全ての公園の維持管理費については年間約1億円でございます。また、その費用の中から主要な公園について、年間を通じて広場や樹木の維持管理を、専門業者が実施する委託契約を複数のブロック分けをして実施しております。

○10番（阿部真一君） この維持管理の質問は、予算書を見れば大体1億円ということはいかがい知るのですが、なぜこの質問をしたかという、やはりパークPFIなどでの整備が進む中で、我々議員も地元の方、地元が存在する公園のこの維持管理、清掃までを含めてどのようになっているのかというのをやはり多くの市民の皆さんからお声をいただきます。

特に5月からこの夏にかけては、鬱蒼と雑草もかなりの勢いで伸びておりまして、週に一、二回ほど、地区によってはほかの議員の皆さんもそうだと思いますが、剪定そして雑草の管理に関しては、やはり市民の多くの皆さんからお声をいただくものでございます。

この公園の維持管理が174、大・中・小を合わせてあると思うのですが、全部が全部とは言わないのですが、市がどのような形でこの年間約1億円の予算を元に管理、維持しているのか、この先見性というルーティンがなかなか見えにくいところでもございます。その中で、この公園維持を行う上で樹木の剪定や伐採の時期、判断はどのように決めているのか、計画性を持っているのか御答弁いただけますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

公園利用者への安全・安心対策として、国土交通省が定める都市公園樹木の点検・診断

に関する指針を参考にし、例えば病気や立ち枯れ、枯れ枝、傾きなどの症状の確認や公園利用の妨げになっていないかなど、防犯対策の視点で専門職員と専門業者が点検を行い必要な措置を講じております。

- 10 番（阿部真一君） その必要性に応じて処置を講じているという、この計画性がなかなか見えにくい。来年の予算ということで、年間を通しての維持管理をやっている中で、この公園はいつ整備するのか、今議会でも補正予算で3つの公園に関する予算が出ておりましたが、やはりそういった計画性がなかなか見えてこない。この別府市内に174ある公園をどのような計画を持って維持管理し、どのような計画を持って開発していくのか、そこがこのパークPFIの中でも計画性がなかなか見えにくいところで、市民と議会との間でちょっと食い違いがあったり、意見の相違があったりする中の一つの問題点ではなからうかと思っております。

公園緑地課はこの公園の利活用について様々なアンケート、ニーズ調査を行っております。それはどのような目的でまず行ったのか、その目的を御答弁ください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

アンケートにつきましては、身近な公園の施設改修に向けたニーズや、日常利用に関する要望、市内ではなかなかする場所がないアーバンスポーツのニーズなどの把握のために行っております。

- 10 番（阿部真一君） このニーズ調査は、やはり市民向けのニーズ調査であるという認識でよろしいでしょうか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、市民向け公園利用者に向けてのアンケートでございます。

- 10 番（阿部真一君） やはり市民のニーズ、この調査をした中での答え、それをどのように市民のほうにお示しをしていくのか、そこは今までの公園行政で少し足りなかったところであり、今回アンケート調査を小中学校にもしております。やはりこういったものがある中で、公園の利活用も含めたところの市の考えを、やはりボトムアップをしていく必要があるのではないかなと考えております。

それでこの公園は市民の健康増進にも寄与する部分もございます。朝の時間帯とかは別府市内の多くの公園でグラウンドゴルフをしている風景が見受けられますが、このグラウンドゴルフをしている部分、申請等のベースでも結構ですので、今別府市内で担当課が把握している数をお答えください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

健康増進を目的として、高齢者を中心にグラウンドゴルフやゲートボールを利用されている公園は24公園となっております。

- 10 番（阿部真一君） その中で、今回補正でも上げられております北石垣公園等の補正予算の計上があり、やはり身近な公園を市民の方が老若男女を問わず利用するに当たって、公園のバリアフリー化、樹木の適正な管理が求められた中での予算化であると思えます。このそういったバリアフリー化の状況は、別府市内の公園はどのように進んでおりますか御答弁ください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在に至るまでに市内公園トイレの洋便器化や、トイレ付近のバリアフリー化を実施してまいりました。また樹木管理については通年で維持管理を外注しているところですが、今年度からは安全・安心対策や防犯対策として、鬱蒼とした箇所や見通しの利かない公園の樹木の更新等を実施していくところでございます。

- 10 番（阿部真一君） 今まで公園緑地課がバリアフリー化を実施した公園は8公園、山田公園その他7公園ございますが、事業費としておよそ350万円の費用をかけてバリアフ

リー化を実施しております。

また洋便器化についても 23 公園 27 棟、36 便器について実施しております。これは事業費 1,980 万円でございます。この洋便器化の未実施のところも 6 公園ほどございまして、今後計画に沿って市民が使いやすい公園、ちょっとここのトイレは遠いのだというのが、やっぱりかなりの声をどこの公園でも聞くことがございますので、実態調査を含めて担当課もその公園の状態については情報を持っていると思いますので、計画性を持ってこの洋便器化もさらに進めていっていただきたいと思います。

この身近な公園である小・中・大規模の実態、自治会の皆さんや愛護団体の皆さんというところで協力いただいて、維持管理も民間の方をお願いして行っていることがございます。その辺に対して担当課はどのように考えておりますか。そしてまたそういった団体とどのような協議を日頃はしているのかお答えください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

自治会や愛護会の方々については、日々公園を御利用いただく中で日常的な状況や問題等についての御連絡をいただくなど、なかなか全ての公園を日常把握できない中で、地域のコミュニティーの場として活用していただいております。

○10 番（阿部真一君） またこういった方にも、やはり別府の公園の在り方について一度意見を聞いていただいて、予算面とか人員面とか、いろんな備品とかの面で苦慮されていることもございますので、その辺も年に 1 回とはわず 2 回ぐらい現状の意見を聞いて、予算に反映していただきたいと考えております。

先ほどもありました今年度の予算で、950 万円前後で別府市緑の基本計画、この基本計画の策定が当初予算で計上されております。

市内にはこのたくさんの公園がございます。この公園の整備、管理運営の方法は、この緑の基本計画の中で市民に対してお示しをし、この基本方針の下、進めていく方向であるとうかがい知れます。今パーク P F I のほうで進められている事業も、この緑の基本計画に沿った部分が多く含まれると思いますが、この別府市の緑の基本計画について、こういった今後の管理、維持の先の見通しをつける上での基本計画をどのような形で進めていくのか、御答弁いただけますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

公園の整備や管理運営の方針について、現在のところ明確に定めているというものがございませんが、今年度改定を予定している別府市緑の基本計画において、都市公園の整備や管理の方針を定め、明記するようにしております。

この緑の基本計画は市の緑地の保全や緑化の推進に関してその将来像、目標、施策などを定めるもので、都市公園にあつては公園の整備、緑地の保全、緑化の推進の総合的なマスタープランとして位置づけております。

○10 番（阿部真一君） この策定される緑の基本計画は、かなりの他都市で制定されております。こういったものができるかを進捗も含めて、今の公園の問題点を全て包括するのは難しいと思いますが、市民に対して別府市内の公園がこのようにあるべきだ、このような将来の展望を持っている、そのような計画書をつくっていただきたいと思いますので、この件に関してはまた別の場で質疑をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは次の教育行政についてお聞きいたします。

学校現場と放課後デイサービスの連携ということでお聞きしたいと思います。

今この学校現場と放課後デイサービスの連携についてということで一般質問を取り上げさせていただきました。この問題で難しいのが、まず学校現場の放課後、学校の時間が終わってその後の子どもたちの居場所、その中の一つとして放課後デイサービスがございま

す。学校現場は所管は教育委員会であります。放課後デイサービスは市民福祉部の障害福祉課のほうが担当されているということで、担当課が違う。

その中で、この放課後デイサービスをされる事業者の方、学校現場の学校の先生方の意思疎通がうまくいっていない、ボタンのかけ違いである部分が多いのでございますが、そう感じる部分がございます。それにおいて学校で特別な支援を要するお子さん、そういった方の放課後の在り方、やはり課は違えど一緒に考えていただきたいということで質問に挙げさせていただきました。

この小中学校において個別の支援が必要とされる児童数は、現在何人いらっしゃるのか御答弁ください。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

市内小中学校におきまして令和5年度に個別の支援が必要と捉えている児童生徒数は、小学校で全児童数の12.7%に当たる597人、中学校は全生徒数の6.4%に当たる162人でございます。

○10番（阿部真一君） 今数字にありました、小学校が597名、中学校が162名ということで、別のデータで特別支援学級の児童数、令和3年度小学校が258名、中学校が64名、令和4年度が小学校215名、中学校66名でございます。

小学校のお子さんがこの特別の支援が必要とされる児童に当たると。それで今回、放課後デイサービスの事業者さんと小学校、中学校、小学校のほうがウエートは大きいと思うのですが、やはりそういった事業者さんとの連携をどのように取っているのか、これからちょっとお聞きしたいと思いますが、学校自体がこの放課後の学童保育や放課後デイサービス等の利用について、基本的に家庭とその事業者とのやり取りということは理解しているのですが、同じ子ども、児童を切れ目なく居場所をつくるという上で、運営事業者と各小中学校が現在どのように連携を行っているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

保護者をはじめ各事業所関係者との連携は、個に応じた支援を進める上でとても大事なことでありと捉えております。

現在におきましても小中学校の校長や主任等は、放課後児童クラブや放課後等デイサービスと会議等を行うなど必要な情報を共有し、よりよい連携を図れるよう努めているところでございます。

○10番（阿部真一君） 今答弁がありました。小中学校の校長、主任等は放課後児童クラブやデイサービスとの会議などを行い必要な情報を共有しているということでございましたが、それは教育委員会として別府市内の小中学校の管理職、そういった担当の教職員を含めて公式な形での会議というのはありませんよね。各学校がおのおので行っているという認識でございますが、公な意見交換的な協議の場所というのは教育委員会、別府市内の小中学校全校に対してあるかどうかだけをちょっと御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

公的な場での協議というものは議員がおっしゃるとおり行っておりませんが、各学校等で行われるケース会議、あるいは事業所の運営委員会、それから情報交換会等を行っておりまして、その中で情報交換を行っているところでございます。

○10番（阿部真一君） その辺がやはり放課後のこういった特別な支援が必要なお子さんの学校現場のフォローアップとして、少し事業者の方と溝があったり、うまく意思の受け渡しができなかった一つであろうかとは思いますが、こういった公的な場所での意見交換、協議の場所というのは、やはり教育委員会主導で早急につくるべきではないのかなと考えております。

先ほど答弁がありました、別府市内のやはりこういった特別支援を要するお子さんはか

なりの数いらっしゃいます。小学校で12.7%、中学校は6.4%ということで、特別な支援が要る以上、そういった担当課が違って、業種は違って同じお子さんの居場所をつくるという上では、同じ理念を持ってこういった事業をされている方が多くございますので、ぜひそういった公的な場所での意見交換というのはやっぱり教育委員会が主導的に行かないと、現場の学校長、現場の担任、主任ではなかなかできないと思います。

帰りに駐車場でちょっと話して、この子がどうだった、この事業者さんからこういった課題があるとお聞きしても、やはり線としてつながっていかない。次の年度になればまた同じような問題が繰り返されていくということで想像できますので、ぜひ教育委員会主導でこういった協議の場所をつくっていただきたいと考えております。

障害福祉課のほうは自立支援協議会ということで、子ども支援部会をつくっております。その中で教育現場の市教委のほうの小中学校は入っていないのですが、こういった放課後デイサービスの事業所、病院、県立学校、支援学校、様々に15のこういった協議会をつくって、年間に一、二回程度ほど意見交換をしていると。ここにはやはり小中学校の学校現場の教育委員会の名前がございません。担当課が違うといえばそれまでなのですが、やはり学校現場で起こる問題の一つとして、教育委員会も今後そういった公式な場での意見交換ができる場所というのをやはり主導的につくっていただきたいと考えております。

今の部分を総合して、この情報共有の在り方、問題点が出たときの解決をする協議の場所として、教育委員会はどのような見解を持たれているのか御答弁ください。

○学校教育課参事（宮川久寿君） お答えいたします。

学校内だけでなく保護者や関係機関とも情報共有することで、多面的、多角的な理解や将来を見据えた切れ目のない支援につなげていくことができるため、各事業所関係者と学校関係者が今後も継続して連携を図ることはとても大事なことで捉えております。

併せて放課後児童クラブや放課後等デイサービス等の利用につきましては、各家庭と各施設間のやり取りとなりますので、情報の共有や連携の在り方は保護者と事業者の了解と求めに応じたものになると考えております。児童生徒への組織的な対応につながるよう今後も引き続き連携を進めてまいります。

○10番（阿部真一君） この放課後デイサービスの事業者数も、平成30年で16事業者ございました。令和5年現在時点で41事業者ということで、3倍近くこの事業者も増えていくと、それだけやはりこういった特別な支援を要するお子さんたちの支援業務に当たっているということで、多くの部分で放課後、学校現場と教職員の先生方と業務として重なる部分がございますので、ぜひそういったしっかりした公的な場での協議ができる場所、忌憚なく意見を言い合える場所というのをつくっていただきたいと思います。

何か教育長、この特別支援の関係でございますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、この二、三年間で児童生徒で特別支援を要する子どもさんが3倍ぐらいに増えております。そういう意味では放課後児童クラブあるいは放課後等デイサービスの人としっかりと連携を取る必要があると考えております。

先日もやはり急に学校活動が変更になったりすることがありまして、それで何か連携がうまくいなくて子どもの安全確保や学びの確保ができてないというような状況がございましたので、こどもまんなか社会の実現の一つとしましても、こども部とまたしっかりと連携を取って、公の場でそういう子どもの一人一人の情報を共有するように努めたいと思います。

○10番（阿部真一君） ぜひ皆さんに見える形での協議の場所を構築していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後の項に移らせていただきます。小中学校における部活動に対する給付制度

に対してということでご質問でございます。

この質問は九州全国大会に別府市の小中学校の子どもたちが出場するに当たっての補助金、そういった部分の制度に対しての質問でございます。全国的にもこの部活動に関しては地域移行、学校の教員の負担軽減の一つとして文科省もスポーツ庁も挙げられている部分がございます。

まずこの質疑に入る前に、市内の中学校で部活動の部員数というのが今はどれぐらいなのか御答弁ください。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

令和5年度5月調査では、市内の公立中学校の全生徒数は2,522名です。そのうち運動部員は1,433名です。これは全体の約56.8%に当たります。

○10番（阿部真一君） 56.8%ということで、今月別府の市総体も終わりました、来月の夏休みの間に県大会ということで、別府市内の中学生の3年生であれば最後の大きな大会が目の前にあり、終了したお子さんもいらっしゃると思います。

この部活動に対しては様々な部分で県の補助金の外部指導員の配置、市の外部委託によるリーフラスさんへの部活動指導員の委託業務ということで、今別府市内の中学校の部活現場でもかなりの変化がございます。この今の別府市内の運動部の部活動指導員は全体でどれぐらいいるのか、お答え願えますか。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

公立中学校の部活動は93ございます。部活動指導員は県の補助金による12名と、外部委託による11名、合わせて23名です。そのうち運動部の部活動指導員は19名です。市内公立中学校運動部の部活動指導員は全体の20.4%に当たります。

○10番（阿部真一君） この中学生の部活動において大きい大会等に出場する際、市としては補助金を支出しております。その補助金の内容そしてまた規定等があれば、どのようなものがあるのかお答え願えますか。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

別府市中学校全国大会等出場費補助金交付要綱を定めております。これによりまして九州全国中学校体育大会と県駅伝競走大会、これらに出場する場合には交通費と宿泊費、県総合体育大会に出場する場合は交通費を補助しております。

部活動以外につきましては、スポーツ推進課が別府市スポーツ振興奨励金交付要綱を定め、中学校の部活動以外のスポーツ団体に対して補助を行っております。

○10番（阿部真一君） それでは、この別府市の中学校全国大会の出場補助金、別府市のスポーツ振興奨励金の令和4年度の実績をお答えください。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

別府市中学校全国大会等出場費補助金につきましては、全国中学校体育大会には8名、九州中学校体育大会には52名、県総合体育大会には495名、県駅伝競走大会には34名の補助を行っております。

別府市スポーツ振興奨励金では小学生は30件117名、中学生は32件172名に対して奨励金を交付しております。

○10番（阿部真一君） この補助の在り方なのですが、やはり大会の要綱、主催の側のような大会の主催が変わってきている、社会の変化もございまして、大なり小なりこのスポーツを通して子どもの教育を促すということは、この中学校の部活動では大変重要であり、人生の中でその子が成長する上で大きなウエイトを占めています。

その中でやはりこの中学校の部活動が変わるといったところの内容のスタートからして、この補助金の在り方、中学校が中体連ベースでこういった補助を出していく場合と、中学校のほうも民間の社会スポーツ団体に所属しているお子さんも野球、サッカー、バスケも

そうです、かなりのお子さんが部活動ではなく民間の、小学校からそのまま社会スポーツを経由して、中学校のほうでは民間のスポーツ団体に所属している方がいらっしやいます。

その中でやはりこの全国大会等の出場補助金、そしてスポーツ推進課が所管しておりますスポーツ振興奨励金の中身も、やはりこの部活動の変化に応じてもう一回、担当課が違うので、小学校の民間のスポーツと中学校の部活動ということで所管が違うことはございますが、やはり一緒に合わせてこの奨励金、補助金の在り方もぜひ検討していく段階に来ているのではないかなと考えております。

やはり子どもに対してのスポーツは、小学校まではやはり親御さんが車を出し、練習の付き添いをしてお昼の準備をして、いろいろな部分で親子のコミュニケーションも含めスポーツを通して培うものがございます。そういった中で、やはり中学校の部活も変わっていく上で、民間のスポーツ団体が主催するこういった大きい大会に対しても門戸を広げて補助の在り方、そういったものも今後検討していただきたいと思いますが、この辺のスポーツの支援、補助の在り方は今後教育委員会としてどのように考えていくのか御答弁ください。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

別府市教育委員会としましては、少子化の中にあっても別府の中学生がスポーツ、文化、芸術活動に親しめる機会を維持したいと考えております。

国が主導する部活動の地域移行の議論や他地域の推移等も見極めつつ、学校部活動を含めスポーツ、文化、芸術活動への支援、補助の在り方を調査研究してまいりたいと思っております。

○10番（阿部真一君） この補助金奨励金の答弁の中で、やはり担当課が違う部分での小学生のお子さんのスポーツの在り方と、中学校の部活での在り方の所管が違うということで、聞き取りの中でもいろいろ協議、議論をさせていただきましたが、やはり小学校6年から中学校に上がるときに部活動になるので、小学校で行っていた民間スポーツのことは勘案していかないというところのような教育委員会のそういった考え方ではなくて、やはりもう小学校で行っているスポーツが民間であり、スポーツ推進課の担当であっても、同じ子どもたちのスポーツ環境を整えた上で、教育委員会も多課の情報をしっかり収集していただいて、この部活動に関しての変化に応じた、こういった補助の在り方も一度しっかりと検討、調査をしていただきたいと思っております。

少し時間が残りましたがお昼が近づいてまいりましたので、私の一般質問はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（日名子敦子君） 休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子君） 再開いたします。

○3番（中村 悟君） 創る未来の会、中村悟です。先日の初めての議案質疑に続いて、今回初めての一般質問をさせていただきます。

市議会議員選挙では2回目の挑戦で当選させていただきましたので、その間、長い間、別府で暮らす方々の力になりたい思い、特に子育てを頑張るお母さん方、これから生きる子どもたちの力になりたい思いがあふれにあふれ沸々とした日々を送ってきました。やっとこの場に立つことができました。これから4年間、しっかり市民の皆さんに寄り添いながら、私自身も3人の娘がいますので、子育て真っ最中の議員として、子育てしやすい別府市を目指し、様々な機会を逃すことなくしっかり使って、しっかりと訴えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

では、質問に入らせていただきます。まずは第1項、少子化対策・産後ケアについてです。

昨今の日本の最重要課題に挙げられる少子化問題ですが、本市においても令和5年4月30日現在11万3,521人いる人口が、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、2040年には10万人を切り9万9,083人、2060年には8万1,247人と37年という短期間の中で人口が約30%も減ってしまうという予測が出ています。

人口減少が本市にもたらす問題点として、主に懸念される事項が4つあります。1つは労働力不足です。特に社会インフラを支える職業の方々の不足、例えば保育士さん、そして看護師さんであったり学校の先生方、そして既に全国で約22万人不足している介護士さんのことです。

2点目は消費の低下です。それに伴いまして経済活動が鈍化し税収の減少、市で特に影響を受けるのは個人市民税です。2020年から2060年までの間に約16億円の歳入減になる予測が出ています。

3点目は社会保障負担の増大、そして4点目は地域の過疎化です。これらの影響を回避するには出生率を上げ子どもを増やす取組、いわゆる少子化対策が重要になってきます。しかしながら本市においての平成29年から令和3年の5年間の平均市町村別合計特殊出生率は1.24と大分県内全市町村最低となっています。別府市の合計特殊出生率を上げるためには、経済活性化であったり婚姻機運の醸成や子育て支援など、様々な対策が必要だと思われそうですが、特に産後ケア事業の充実が必要になってくると考えます。そこで別府市での産後ケアの実施状況について今から聞いていきたいと思います。

産後ケアは出産後間もない子とその母親が対象となる制度で、助産師等の看護職が中心となりマッサージや食事、のんびりと過ごす癒やしの時間を提供することで母親の身体的回復を図り、専門家が授乳や育児の相談に乗ることで心理的安定を推進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるようにする支援です。国と市の補助により安価な利用者負担で利用できる事業です。本市でも令和2年度から産後ケアがスタートしました。

では質問です。本市においての実施状況を教えてください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市では産後の母親の困りに対応するため、産科医療機関や助産院などにおいて宿泊や日帰りで母親と乳児へのケアや授乳指導、育児相談などを受けることができる産後ケア事業を令和2年度より行っています。

利用状況ですが、令和2年度は利用実人数29人で、デイサービス型は延べ140件、宿泊型は延べ4件、令和3年度は利用実人数49人でデイサービス型は延べ198件、宿泊型は延べ27件、令和4年度の利用実人数は48人、デイサービス型は延べ102人、宿泊型は延べ46件の利用となっております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。産後ケア事業は令和元年度の母子保健法改正において各市町村の努力義務に定められました。それぞれの自治体が進めていく中で、本市の産後ケアは周辺他市の中でも内容、実施件数において特に進んでいるものと私自身理解しております。長野市長をはじめとする担当課の皆さんの努力の賜物だと考えております。

しかしながら、昨年度の本市の産後ケア利用実人数は48人と1割に満たない利用者数にとどまっています。まだ始まって間もない事業ということで、周知が足りないということもあると思います。別府市では母子手帳配布時と生後4か月までに行う家庭訪問時に、直接お母さんに産後ケア事業の案内をしているということですが、今後別府市ではさらなる周知をどう図っていきますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

今行っている周知に加え出生時の手続の際や、令和5年1月より開始している伴走型相

談支援など、妊産婦と関わる機会を通じてより周知を図っていきたいと考えております。

- 3番(中村 悟君) ありがとうございます。ぜひこれからの周知徹底に向けて取り組んでいただきたいと思います。

では本市の産後ケア事業なのですが、いまいち利用者が少ないというもう一つの最大理由として、私は利用者に対してのハードルが高いことではないのかなと思っています。本市の産後ケア事業の御案内のチラシには、利用できる方を別府市に住民登録のある生後1歳未満の赤ちゃんとお母さんで、次のいずれかに該当する方、産後の心身の不調や育児に対する強い不安がある方、また御家族等から十分な養育、育児や家事等の支援が受けられないなどの困りのある方と記載があります。これにより利用したくてもハードルが高いという声をよく聞きます。

例えば心身の不調であっても、利用することで行政からチェックされて目をつけられるのではないかという不安を感じるお母さんの声も聞きました。また別の方は、自分もきついが自分より大変な人がいるはずだから、私は我慢しようというような声もよく聞きました。またある方からは、出産後の体は交通事故に遭ったのと同じようなもの。心身に不調がない人なんているわけがない。希望するお母さん全員が気軽に利用できる制度にすべきだとの御意見もいただきました。僕もそれを聞いて本当にもっともだなと思いました。

そこで実施主体であるこども家庭庁に、産後ケア事業の利用条件について本当に必要なかどうか問合せを行いました。国は産後ケアや産婦健康診査事業において、現場の課題を把握するため自治体の取組、実態調査を2022年に実施しました。有識者会議を設置して意見を聞くとともに、自治体へのヒアリング調査などを実施した結果、利用の条件が記載されていることが高いハードルになっているとの声を多くいただいたそうです。

それを受けて国では、令和5年3月28日に成立した令和5年度国家予算に合わせて産後ケア事業の実施要綱改正を行い、産後ケア事業の対象者については様々な利用の条件を取り払い、産後ケアを必要とする者のみの記載にし利用の間口を広げる。さらに非課税世帯以外の世帯に対しても、課税世帯に対しても1回当たり2,500円の利用料の減免を新たに実施するとの回答をこども家庭庁からいただきました。

以上を踏まえて、今後、別府市でも産後ケア事業の利用のハードルを下げるために、利用条件に項目をなくすべきだと考えています。別府市の考えをお聞かせください。

- 健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

現在、国の要綱に沿って申請書に授乳がうまくいかない、協力者がいないなどの申請理由を記載していただくようになっていますが、今後、正式に要綱の改正がありましたら、対象者や利用料金、申請書の様式などの見直しを調査研究してまいりたいと考えております。

- 3番(中村 悟君) ありがとうございます。対象を産後ケアを必要とする者のみの明記に必ずしていただきたいと思います。ぜひ今後をよろしく願いいたします。

それでは4番の別府市独自の新しい産後ケアについてに入らせていただきます。

市内にある助産院さんがWAM助成事業で新しい産後ケアの形に取り組んでおられます。別府市では通常、産後ケアは産婦人科か助産院で実施をしていますが、その事業では温泉と広い居間を兼ね備えたお食事どころで行う産後ケアで、利用者さんは別府温泉にゆっくりとつかり、お食事どころの栄養満点の食事を頂きながら助産師による問診、授乳相談、リラクゼーションケア、赤ちゃんの預かり等々を受けることができます。

私も見学に行ってきましたが、利用しているお母さん方のリラックスした笑顔がとても印象的で、お母さんたちの声としては久しぶりに一人でゆっくりと温泉に入れたよと、本当に落ち着いて楽しかったと喜んでおられました。別府ならではの強みを生かしたすばらしい取組だなと私自身感じました。

今は別府市において利用者が1割に満たない産後ケア事業ですが、令和5年度以降は利用条件を撤廃し周知も広がり、住民税課税世帯にも助成金が拡大すれば利用者が増えていくことが予想されます。今後、市内にある産婦人科、助産院だけでは対応できなくなったときのことも考えると、ホテル、旅館、それに付随する施設と提携をして、そこに助産師さんを派遣する形での産後ケアも検討するべきだと考えます。またそのときには市内在住の方は宿泊費無料または少額の自己負担で行うべきだと思いますが、別府市の考えをお聞かせください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

これから示される国の新たな要綱や、ほかの自治体の先進事例を参考にして、どのようなニーズがあり、その中で何が実施できるのかを含めて、今後の産後ケアを調査、研究してまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。最後に、産婦人科医の団体によりますと、生後1年未満の女性の10%ほどが産後鬱を発症するという調査結果が出ています。ですが新型コロナウイルスの影響もあり、昨今では以前の2倍以上に増えているというデータが筑波大学の松島みどり准教授の調査で分かりました。

また厚生労働省研究班の調査では、2016年までの2年間で産後1年までに自死した経産婦は全国で少なくとも102人いたというデータも出ています。がんや心疾患などを上回り、自死が最も多かったという調査結果も出ています。行政サイドのみならず、私自身もこれらのデータから読み取れる産後のお母さんたちの声を叫びをしっかりと受け止め、今後のサポートの充実に共に取り組んでいけたらと切に思っています。

命をかけて出産をして、人生をかけて子育てをするお母さん方のサポートを全力でする、愛のある社会制度の確立こそが少子化問題を解決する大切な一つの鍵になると思います。ぜひ取り組んでいていただきたいと思いますし、私自身もしっかり考えて取り組んでいきたいと思います。

これで少子化対策・産後ケアについての質問を終わらせていただきまして、では2項に入ります。子育て支援についてです。

別府市では新しい取組として、2016年5月16日に「おくやみコーナー」が設置されました。これにより手続きがスムーズになり、所要時間が3分の2に減り大変好評を得ていると聞いています。せっかくのこれはすばらしい取組ですので、お悔やみだけでなく出生手続の簡略化にも取り組んでいただきたいと思います。出生届は出生後14日以内に提出しなければなりません。また、ほかの主な手続としては国民健康保険加入届、子ども医療費助成の申請、児童手当の申請などがあります。手続のために産後間もないお母さんが市役所まで行き、さらに乳児を抱いて各課をたらい回しにされるのは体力的にも精神的にも重い負担になると思います。

出生に関する一切の手続ができるワンストップ窓口の導入は、妊産婦から出産、子育てまで切れ目なく寄り添った支援だと考えます。以上のことについて別府市のお考えをお聞かせください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

出生手続の一元化、いわゆるワンストップ窓口導入についてということですが、実際、複数の課の窓口での手続が必要となっております。生後間もない赤ちゃんを連れての手続は大変大きな負担でございます。その負担軽減策も大きな課題であると思います。

国におきましても、妊婦の方や子連れの方を窓口で優先する、こどもファスト・トラックへの取組を始めております。別府市におきましても、子育てに関する窓口での手続負担軽減策を講じる必要があると認識しております。

○3番（中村 悟君） 課長、前向きな答弁を本当にありがとうございます。本当の子育て

しやすいまちづくりは大きい政策だけではなく、こういう小さいところもすごく大切になってくるのではないかなと思います。ぜひ一日も早い実現をお願いいたします。

そして次に、子ども医療費助成制度についてお尋ねします。

子育て中の親にとって大きい負担となっているものの一つに医療費があります。現在、大分県内の18市町村では、高校生までの通院・入院無料が6団体、高校生までの通院・入院一部自己負担が2団体、中学生までの通院・入院無料が7団体、中学生までの通院・入院一部自己負担が3団体となっています。別府市も昨年からは中学生までの通院・入院費の助成を一部自己負担にて開始しました。これは子育てしやすいまちづくりに向けて大きな前進であり、3人の子育て中の私にとっても、とても助かっています。

しかし、別府市の子育てしやすいまちづくりをさらに前進させるためには、中学生まででなく高校生までの助成対象引上げに取り組むべきだと考えますが、別府市としてはどうお考えでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

これまでも議会でも御説明してまいりましたが、子育てには医療費補助が必要だと考えております。自治体ごとに医療費助成が異なるのではなく、制度として国や県による統一した助成があるのが望ましいと考えます。

そのためにも県、国に対する要望などを継続するとともに、近隣自治体の状況等を把握しながら対応していきたいと考えております。

○3番（中村 悟君） 昨日の一般質問でも出ましたが、隣の大分市では来年1月から中学校の給食費を無償化する方針を示しました。併せて来年4月から高校生までの医療費助成を行う方針とのことです。確かにこれらの事業には多大な歳出を伴いますので、検討に検討を重ねる必要があると思いますが、ぜひ一刻も早い実現を期待しています。

では次に、第3項のバリアフリーのまちづくりについてに入らせていただきます。

私が注目している取組に、あいサポート運動というものがあります。あいサポート運動とは、様々な障がいのある方が困っていることなどを理解して、様々な障がいのある方に対してちょっとした日常生活での手助けや配慮を実践することなどにより、障がいのある方が暮らしやすい共生社会を市民の皆さんと一緒につくっていく運動です。

平成21年11月に鳥取県で創設され、その後、活動に賛同して連携して活動を始めた自治体が、令和5年4月末の時点で9県16市6町あります。多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを我々市民全体で理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをします。希望すれば75分のあいサポート研修を終了すれば誰でもあいサポーターになることができます。修了者には専用バッジが支給されるそうです。そして特別な技術の習得は不要とのことです。

ちなみに令和5年4月末現在、全国であいサポーターが62万7,197人、あいサポート企業、団体は2,593団体です。別府市では障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例が施行されています。ぜひ別府市でも、あいサポート運動と同様の共生社会につながる取組を進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

本市では平成26年4月1日に、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」施行後、障がい当事者を講師とし障がいに対する理解を深める研修、啓発活動、障がい者団体等との協働による啓発活動、基幹相談支援センターによる啓発活動を行っており、その中で障がい当事者の意思を尊重した手助けの手法なども行っております。

また、県下においても障がいのある方への意思を尊重して、ヘルプマークやヘルプカードを用いて助けを必要とする方をサポートするという取組がなされておりますので、研修、

啓発活動において障害当事者の意思を尊重した手助け等の手法のメニューも積極的に採用してまいりたいと考えております。

- 3番（中村 悟君） 大分県ではヘルプマークやヘルプカードを用いて、助けを必要とする方をサポートする取組がなされているとのことですが、どうしても周知がない方も多くいらっしゃると思います。まずは知るといことが大切になると思います。県の事業にはなりますが、ぜひ別府市でも大分県と連携して、よい取組ですのでぜひ周知の拡大に取り組んでいただきたいと思います。

では次の質問に移らせていただきます。

全ての人を楽しめるよう、高齢者や障がい等の有無にかかわらず誰もが気兼ねなく参加できる旅行、いわゆるユニバーサルツーリズムの取組は別府市において重要なことであると考えています。ユニバーサルツーリズムの推進について別府市はどのように考えておりますか。

- 観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

別府市では、別府観光あり方検討会議での議論を踏まえて観光の4本柱を設定していますが、その中の一つとしてユニバーサルツーリズムを掲げています。

昨年度はユニバーサルツーリズムの強化フォーラムの開催、観光関係者向けの接遇研修、観光案内所での車椅子の貸出しなどを行っております。今年度についても7月5日に全国バリアフリーツアーセンター別府サミットをビーコンプラザで開催し、ユニバーサルツーリズムへの取組を深めてまいります。

今後も誰もが気兼ねなく旅行を楽しみ何度も訪れていただけるよう、高齢者や障がい者の受入れ環境整備に向けソフト面の充実を図るため、別府市ユニバーサルツーリズム推進事業を進めてまいります。

- 3番（中村 悟君） ユニバーサルツーリズムを進めていく上ではホテルや旅館において、例えば車椅子の利用者の方が移乗しやすいベッドの設置や、温泉入浴の際に補助器具をつけるなどの取組を行うことで、より付加価値が高まるのではないかと考えています。

そのような設備を整えるため、事業費の一部を補助することで事業者が取り組みやすくなると思いますが、どのように考えますか。

- 観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

今回、観光庁の地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業に別府市が採択されました。この事業はポストコロナに向けた観光地再生の取組を支援するもので、市内の宿泊施設や観光施設など43事業者、全65事業、総事業費69.7億円、補助金額が2分の1の33.4億円、昨年度と合算して約150億円の補助となっております。この事業の中で、各施設においてバリアフリー化等の改修計画も上がっており、必要な改修等を行っていくものと考えております。

ハード面の整備や費用面も含めて事業者の様々な考え方もありますが、別府市としましてはまずソフト面からの取組として接遇研修、モニターツアー、各施設のバリアフリーカルテの作成など、そのような事業についてNPO法人とも連携して進めてまいります。今後も事業者の声も伺いながら、ユニバーサルツーリズムの推進を図ってまいりたいと考えております。

- 3番（中村 悟君） NPO法人さんとの連携を密にして、事業者の声をしっかり聞きながら、ぜひユニバーサルツーリズムの推進にしっかりと今以上に取り組んでいただければと思います。

では次の第4項、動物愛護についてに入らせていただきます。

別府市では飼い主のいない猫への餌やりを原則として禁止しています。なぜならば飼い主のいない猫を増やし、鳴き声やふん尿の被害を拡大させることにつながるからです。

昨年の11月13日の時点で、大分県動物愛護センターでは猫のセンター最大収容数100匹を優に超えて143匹を収容しているそうです。また令和元年度の大分県の猫の殺処分頭数は対前年比1.3倍の2,134頭でした。また犬の殺処分頭数は137頭でした。

このような本当に悲しい不幸を避け飼い主のいない猫による諸問題を解決するには、これらの猫を地域の猫として飼育するという考えの下、地域の中で活動グループをつくり、TNR、Trap Neuter Return、いわゆる捕獲して、そして不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRを実施して、さらに餌やり、ふん尿の処理を適切に行うことが大切です。

別府市では繁殖抑制の目的でボランティア活動グループを公募して、その活動グループに対して活動資金として不妊去勢手術の助成制度を設けています。そこで過去3年間の別府市での活動グループの数を教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

過去3年間の猫活動グループの推移を申しますと、令和2年度につきましては92グループ、令和3年度は102グループ、令和4年度は130グループと増加しているところでございます。

○3番（中村 悟君） 今の答弁にあったように、別府市でも多くの活動グループの皆さんが熱い思いを持って活動していただいているわけですが、先日このような相談を受けました。

TNRを行った地域猫は、あかしとして耳の先をVの字にカットします。これが桜の花びらに似ていることから、通称さくらねこと呼ばれています。ただ、さくらねこの周知が低いのか、地域の活動団体が適切にさくらねこに対して餌やりやふん尿の処理を行っているにもかかわらず、地域住民の方からは野良猫に餌をあげるなど怒られることが多々あるということです。その都度丁寧に説明はしているようですが、もっとさくらねこの周知徹底を図ればそういうトラブルも減り、活動がしやすくなるのではないかなと思います。

ぜひ市報やポスター等を使って周知を広げていただきたいと思います。別府市としてはどうお考えでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

さくらねこ関連の広報につきましては、適宜時期を捉えまして市報などで広報しているところではございますが、引き続き市報や市公式ホームページを通じまして、決められた場所、時間での餌やり、その片づけ、猫トイレの設置などの猫活動につきましても周知してまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） さらに周知徹底をお願いいたします。

そして最後になりますが、ふるさと納税を活用した動物愛護団体の援助について質問をさせていただきます。

現状、別府市では上記ボランティア活動グループに対して年間総額330万円、1団体当たり最大10万円までを上限に助成金を出しています。しかし活動グループによっては助成金が足りずに、メンバーでお金を出し合っただけでTNRを進めている活動グループも多くいます。また、殺処分予定の犬を引き取り、自らのシェルターにて保護、飼育されている方もいます。活動費が大幅に足りずに自己負担にて取り組んでいる方もいます。

そこでほかの自治体では、ふるさと納税を活用して犬猫を問わず広く動物愛護団体への支援を行っている地域もあります。返礼品なしの設定でも多くの寄附が集まっているようです。別府市でもふるさと納税を活用して動物愛護団体への支援を広げていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

本市といたしましては、ふるさと納税で頂いた資金を動物愛護全般に活用できれば、さ

くらねこの理解のみならず動物愛護精神の高揚もなお一層進むものと考えております。今後は関係部署と連携しながら、動物愛護全般に対するふるさと納税の活用に向け協議してまいりたいと考えております。

- 3番(中村 悟君) ありがとうございます。今後の進展に大いに期待したいと思っております。ぜひ実現していただきたいなと思っております。

今回私は様々な事業について、短い時間で30分足らずでしたが質問させていただきました。中には別府市の歳出を伴う質問も多かったと思っております。

ただ、市政というのは歳入があつての歳出だと思っております。あくまでも経常収支比率や単年度収支の健全化を図りながらの市政運営が大切であつて、長野市長は行政の長として常にそこを意識していると思っております。私自身も一市議会議員として責任を持って、歳出を伴うことだけを言うのではなく、歳入につながることも立案をして提案をしていきたいと考えています。

今後、様々なことについて忌憚のない意見を言わせていただきますが、討論することで市民の皆さんにとってよりよい政策や未来への指針につながることを思っています。議会は行政のチェック機能を有していますが、根幹となる思い、別府市の発展と市民の幸せを追求する部分は執行部の皆さんと思いを一つにするところだと思っておりますので、ぜひ切磋琢磨しながら同じ方向を向いて全力で取り組んでいきたいと今後も思っております。市長、お願いします。

- 市長(長野恭紘君) 総括的な話になりますが、私からも答弁させていただきたいと思っております。

非常にすばらしい御提案を様々ないただいたなと思っております。本当に心から感謝申し上げます。産後ケアまた今議会にも提案しておりますリゾートケア等について、お母さんやお父さん、御家庭で苦しんでおられる方々、産後の特有の苦しみを味わっている皆さん方のために、こういう産後ケア、リゾートケアといったものが非常に重要だという御指摘は、私も全くそのように思っています。この件に関してはやっぱり別府市の強みを生かして、こどもまんなか社会全般を考えていくときに本当に有効な手だて、一つの強みを生かすということになると思っていますので、これは間違いなく今後は拡充ということになると思っています。多分、財政もそう考えていると思っております。

また「おくやみコーナー」でも一元化できておりますので、出生届をはじめとする一元的な取扱いについても、前向きな答弁も担当からさせていただきましたけれども、これは市民の皆さん方に寄り添った取組であると思っておりますので、そういったことにもしっかり取り組んでいきたいと思っております。いずれにしても全般的に出と入りが今言われるようになりますので、ただ先ほどから何度も申し上げている強みを生かして、こどもまんなか社会を全般として前に進めていくということは、これは絶対的にやらなければいけないと思っておりますので、様々な御提案をいただき、我々としてはごもつともだなど、やるべきだなどと思ったことには我々としても全力で取り組んでいくということをお約束して、私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

- 3番(中村 悟君) 長野市長の拡充という力強い言葉をいただきまして、私は本当によかったなと思っております。これからも一生懸命、ただ僕もお願いするだけではなく、しっかりと一緒にやっていくのだという思いでやっていきたいと思っておりますので、ぜひこれからもよろしく願いいたします。

以上で私からの一般質問を終わります。

- 16番(穴井宏二君) 16番、穴井でございます。よろしく願いいたします。質問の順番どおりに行いますので、よろしく願いいたします。

まず、防犯カメラについてでございます。その治安状況、また空き家も含めて若干絡め

てしたいと思いますけれども、最近では市内でも空き家が増えまして、空き家に人が入っていったとか、空き巣に入られたとか、そのようなこともありまして非常に怖いと、そういうお声もございました。

そういうことで、住民の方が防犯上、また不安を抱いているところもあるようでございますけれども、まず大分県内での刑法犯、また窃盗犯の発生の推移について教えてもらいたいと思います。

(議長交代、議長加藤信康君、議長席に着く)

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

大分県警のホームページによります大分県内の過去5年間の刑法犯の発生傾向といたしましては、平成30年3,331件、令和元年3,018件、令和2年3,087件、令和3年2,887件、令和4年2,794件と減少傾向です。

刑法犯のうち窃盗犯の発生傾向といたしましては、平成30年2,332件、令和元年1,988件、令和2年1,896件、令和3年1,762件、令和4年1,783件とこちらも減少傾向となっております。

○16番（穴井宏二君） そこで住民の方からの声で、防犯カメラをつけてほしいなという声もありました。しかしなかなか現状の制度では非常に難しいところがある、調べてみて分かりました。

今は建設部において街路灯です、道路につけてる街灯もありますけれども、それではなかなかカバーできないところもあります。そういうところで今課長が刑法犯等の発生件数を述べていただきましたけれども、この防犯カメラについて犯罪を防ぐその効果、これについてどのように捉えておられますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

録画されていることにより、子どもや女性に対する犯罪や声かけ事案、その他、地域住民が不安を感じる犯罪の発生を抑止する効果があると考えています。

また、抑止力が効かなかつた場合や交通事故等の場合は、録画情報の提供により事件の早期解決に役立つ効果が考えられます。

○16番（穴井宏二君） 防犯カメラの情報は、県警のほうで見るようになると思うのですが、他市のホームページを見て実際に非常に役に立った、犯罪が減ってきたというところがありました。ちょっと例を申し上げますと、これはちょっと遠いですが大阪の八尾市の例で、検挙事例としてまず一番がバイクの騒音の苦情で検挙、ひき逃げ犯の検挙、そして自動販売機を壊した、そしてまた盗撮、特殊詐欺、窃盗、住宅への窃盗侵入です、公然わいせつ、下校中の女儿への声かけ。それで最近多いと思うのですが、高齢者の行方不明の保護などです。このように生活全般にわたって効果を発揮したとありました。

そこで現在別府市内におきましても、過去5年間に防犯カメラの設置に対して行った取組、これはどのようなものがありますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

過去5年間の実績といたしましては、令和元年度にラグビーワールドカップやオリンピック、パラリンピックの開催を控え、安心・安全な商店街づくりを推進するために、別府市亀川商店街振興組合が2か所、別府駅前商店街振興組合が2か所に設置しております。

また、子どもたちの通学路及び地域の防犯、犯罪抑止を目的とし、中部ひとまもり・まちまもり協議会により、令和元年度に富士見通り、中部中学校前、境川児童公園前の3か所、令和3年度に北浜通りに2か所、令和4年度に石垣東1丁目に1か所の計6か所を3年間で設置しております。

最後に、令和4年度には暴力絶滅協議会により、繁華街における暴力行為等の防止を目的として新宮通りに1か所設置しております。防犯カメラの設置につきましては、事業ご

との設置目的に合わせて各担当課が窓口となり実施しております。

○16番（穴井宏二君） この防犯カメラの設置に対しまして、具体的に地域の組織等に対する補助制度、これはどうなっていますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

現在、大分県警が実施する地域見守り力向上事業により、防犯カメラ設置費用の一部を補助する事業が行われています。地域の防犯活動に取り組もうとする自治組織、学校、PTA、組合または団体、団体につきましては自治会や町内会、自主防犯パトロール隊などを対象に、補助対象経費の2分の1、上限1団体50万円の補助となっています。

応募期間といたしましては、令和5年4月24日から令和5年12月22日となっております。

○16番（穴井宏二君） 今、補助制度をお話いただきました。私も県内でも幾つか、若干補助を出しているところもあります。ちょっと中津のほうに聞き取りに参りましたら、今課長がおっしゃったように県警のマニュアルに基づいてやっているということでございまして、単位としては自治会、PTA、子ども会単位で受付をしているということでございました。でも県内の犯罪件数については総じて減少傾向であるけれども細かい犯罪、そういうのは結構増えているということでございました。

それで市としても全般的にこれは受けするよりも、やはり自治会単位、またまちづくり協議会等の単位で受付や申込みをしたほうが地域の声がよく聞けると、住民の声をよく反映できるということでやってるそうでございます。

どこに取り付けたのかということを知りましたら、個人の土地にも取り付けており、住宅の屋根等、住宅の設置が50%、それでポールを設置して新設してつけたものが40%、あとは市の街路灯に共架したものであるとのことでございました。補助としては県が50万、市としても50万の補助を出しているということでございました。

このように他の都市においても防犯カメラの重要性を認識しまして、補助制度に取り組んでいるところも見受けられますけれども、別府市としてもなかなか細かいところには目が届かないというか、そういうようなところで危ないところもございますので、今後、防犯カメラの設置についてどのようにお考えかお聞かせ願います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

今後、他都市の支援助成制度を参考としながら、防犯カメラの設置に対するニーズを踏まえ、助成制度の創設に向け取り組んでまいります。

○16番（穴井宏二君） ぜひよろしくお願いたします。期待をしておりますのでよろしくお願いたします。

では続きまして、拡がる電子地域通貨について質問させてもらいたいと思います。

この電子通貨は2回連続でございます。若干重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願したいと思います。

2000年の前半に流行しました地域通貨が、近年のデジタル通信技術の進化に伴いましてデジタル地域通貨となって注目を集めております。このデジタル地域通貨は一定の地域内で使える電子通貨のことで、近年普及しております民間のキャッシュレス決済と同様に、スマートフォンまたQRコードを使って加盟店や公共施設で簡単に素早く利用できる地域独自のキャッシュレス決済の仕組みでございます。

このデジタル地域通貨には行政としても取り組むメリットがあると考えております。その一つは、利用できる地域を限定することで地域内消費を促進して、消費の囲い込みが図れる。また全国チェーン店の出店が押し寄せる中で、資本の都市部への流出を防ぐことができる、いわば資本の地産地消という現象を出すことができるというように考えております。

この地域通貨を使って商品券を発行して、食事券やクーポン券などもこの仕組みを利用することができているようでございます。この電子地域通貨の発行は販売の窓口等をつくる必要もなく、発行に関わる経費、また業務量の削減にもつながると考えております。

紙の商品券のように印刷費もかからず精算業務も要らないと、こういうメリットがあるところでございますけれども、まず別府市においてこれまでの地域通貨の経緯、それから現在の各自治体における地域通貨でございますが、最初に別府が行ってまいりました、べっふ花咲くユール券で初めて今回発行されました電子商品券について、市民の皆さん方の反応はありましたでしょうか。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

プレミアム付商品券の第5弾で初めて発行した電子商品券につきましては、市民の皆様からは使ってみると思っていたよりも便利だった、スマートフォンでの手続きがうまく進まず時間がかかったなど、いろいろな御意見をいただいておりますが、多くの市民の皆様がデジタルの仕組みを身近に感じていただくことができたと考えております。

○16番（穴井宏二君） 今課長が答弁いただきましたように、スマートフォンの手続きがなかなか難しかったというところもありました。

そこで第5弾で紙の商品券と電子商品券のそれぞれの発行数と販売数、そして発行数に対する販売数の割合、これはどうなっていますでしょうか。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

紙商品券につきましては、発行数12万冊に対して販売冊数が11万7,530冊で、発行数に対する販売数の割合は97.94%となっております。

電子商品券につきましては、発行数8万セットに対して販売セット数が7万9,454セットで、発行数に対する販売数の割合は99.32%となっております。

○16番（穴井宏二君） 電子商品券のほうが販売数の割合が高かったと、これは多分スマートフォンとかで、やっぱり非常にやりやすかったのではないかなと思っております。

そこで他の自治体の状況を見ますと、非常にこの電子地域通貨、電子商品券を含めて導入するところが非常に増えてきております。地域通貨は例えば南島原市へちょっと行ってきたのですが、ここは市や商工会、また地元の十八親和銀行が連携しまして、MINAコインという電子地域通貨を導入しております。それでボランティア活動に参加したりすることでもポイントが付きまして、市民の皆様非常に喜ばれておるようでございます。加盟店もだんだん増えて、今は400店舗ぐらいになっているようでございますけれども、こういうことが地域の活性化に非常につながっているのではないかなと、地域の中でお金を循環させる、非常にいい取組ではないかなと思うところでございます。

また市民の方の消費行動などがビッグデータとして、市としても政策に生かされると、こういう話も聞きました。この電子地域通貨について、別府市としてはこれからどういう方向性を向いていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

電子地域通貨の導入に当たり大切なことは、利用する人も加盟店もどちらもが使いやすいこと。地域通貨を域内で流通させ域内循環を活性化する仕組みだと考えます。また域内循環の活性化につなげるには、域内の皆様と連携し地域全体で中長期的な視点で取り組むことが必要だと思います。

今後、電子地域通貨を導入している事例や仕組み、システム、運用費用などについて調査研究し、本市の目標達成や課題解消により市民生活に役立てることや、市民の皆様幸福度の向上を意識した取組が必要と考えております。

○16番（穴井宏二君） よろしくお願ひします。私がるるいろいろ見てきた中では、県内の日田の「ひたpay」というのがあります。この「ひたpay」というのは電子商品券、

電子地域通貨でやっているのですけれども、非常にシンプルで分かりやすくてやりやすい。アプリをつくってやっています、こういうやり方が一番いいのではないかなど、いろいろ研究されてぜひ取り組んでもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、住宅火災の防火対策につきまして質問したいと思います。

まず、最近火事が何となく多いなど、そういう気がしておりますので質問させていただきました。別府市における過去2年間の火災件数と、その中で住宅における火災の件数、また空き家で火災が発生したことはあるのか、ここら辺を教えてくださいと思います。

○消防本部予防課長（此本康秀君） お答えいたします。

まず、当市における過去2年間の火災件数につきましては、令和3年中は39件、そのうち住宅での火災は10件、令和4年中は43件、そのうち住宅での火災は19件となっています。

次に、空き家での火災につきましては、令和3年中はゼロ件、令和4年中に1件のぼやが発生しています。なお、空き家については火災予防上危険であると判断した場合は、管理について所有者に改善を求めています。

○16番（穴井宏二君） 空き家にもちょっとぼやがあったということでした。

そこでちょっと話は変わりますけれども、この3年間でコロナがありました。そういう中で在宅勤務等をかなり強いられましたけれども、こういう日常的な長時間の電力使用によって知らないうちに危険性が増す。問題の一つとしまして電気製品から発生する火災があるようでございます。

身の周りの危険性としてコンセントを複数接続するタコ足配線もよく言われますけれども、長時間電磁媒体を充電しながら使用する行為は火災につながる危険性がある、こういうことを言われております。この3年間、外出して買い物を行う機会も控えてきた中で、ネットショッピングなどの需要が増えて安易な小型の家電製品を購入して、製造不良や故障が事故の原因にもなるようです。

またちょっと観点は違いますが、近年の異常気象から夜中でも気温が高くなって、エアコンの使用頻度が増している現状もあります。年数の経過した電気製品の安全上の問題も生じるおそれもございます。また冷却スプレー等からも火災が発生して、車のドアが吹き飛んだりとか、そういう事例もあるようでございますけれども、可燃性が伴う日用品を安全に使う、やっぱり知識が必要ではないかなど、周知が必要ではないかなど思っているところでございます。

身近に潜む火災の原因について少しお尋ねしていきたいと思います。

まず今申し上げましたスプレー缶です。このスプレー缶などの爆発事故等を報道で時々見かけますけれども、これについて気をつける点はどのようなものがございましょうか。

○消防本部予防課長（此本康秀君） お答えいたします。

爆発事故を防ぐために、必ず中身を使い切ってごみの収集に出すようお願いしていますが、その際、御自身で中身が残ったままの缶に穴を開ける行為は大変危険ですので、やめていただくよう併せてお願いしています。

○16番（穴井宏二君） 別府市消防本部のデータを見ました。また課長からもお聞きしたのですけれども、別府市での令和4年度の中で火災原因の上位は電気関係であったのです。意外にもそういうデータがありました。どのような原因で発生したのか、事例等があれば答弁をお願いしたいと思います。

○消防本部予防課長（此本康秀君） お答えいたします。

当市における電気関係の火災事例としては、純正品ではないリチウムイオンバッテリーを購入し、充電したため発火したものや、携帯電話の充電コードがコンセントにしっかり挿さっていなかったため接触不良となり、熱が発生して火災となった事例がございました。

また、他県の事例になりますが、電源タップに複数のコンセントを挿す、いわゆるタコ足配線で電化製品を使用したことにより、コンセントが高温となり発火した事例もございました。

このような火災を防ぐためにもコンセントをしっかり挿す、ほこりがたまらないように小まめ清掃する。タコ足配線については使用する電化製品の規格に応じた適正な利用をお願いしています。

- 16番（穴井宏二君） この電気火災に関連しまして、昨今地震等が起こっておりますけれども、阪神大震災や東日本大震災においては電気を出火原因とする火災が多く発生しております。その一因としては地震によって停電から電気が復旧することによって発生する通電火災です。よくニュースで言われますけれども、その通電火災が頻発したと聞いております。

東日本大震災の後の火災の発生原因の54%が電気関係であったと、こういうデータもございますが、こうした火災の原因等、火災を防ぐための対処方法、これはどうなっていますでしょうか。

- 消防本部予防課長（此本康秀君） お答えいたします。

通電火災の原因としましては、電気ストーブやアイロンなどの電気機器の電源が入ったまま停電となり、電気が復旧した際に通電することにより接していた可燃物を加熱し、火災となるなどが考えられます。

通電火災の対処方法としましては、電気機器を使用中に停電した際はスイッチを切るとともに電源プラグをコンセントから抜くことや、停電時に避難する場合はブレーカーを落とすことなどが有効な対処となります。

また地震発生時に揺れを感知し、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具である感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段となります。

- 16番（穴井宏二君） この感震ブレーカーは災害が発生したときには非常にいいものとなっております。なかなか地震等が起こった後は、熊本地震のときもそうでしたけれども、ちょっと外に出るときとか、また余震をおそれるときにこのブレーカーを下ろすということとはなかったからです。

ですからうっかり忘れてしまうということがありますので、ぜひこの感震ブレーカー、結構お金もかかるようでございます。それに対して補助を出している自治体もあるようでございますけれども、ぜひともここら辺も研究していただいて、対応をお願いしたいと思います。では消防本部への質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、別府市木造住宅耐震改修についてお尋ねをしたいと思います。まず、この別府市木造住宅耐震改修について、その制度の内容を詳しくお願いします。

- 建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

昭和56年5月31日以前に着工されました2階建て以下の木造住宅で、耐震診断の結果、評点1未満の住宅が対象となります。

補助金額といたしまして、耐震改修工事に要しました費用の3分の2の額で、上限が100万円となっております。また所有者の年齢など条件に該当すれば、今年度からは要した費用の5分の3の額で上限が120万円となっております。

- 16番（穴井宏二君） 分かりました。この上限の100万円、また年齢等の条件が該当すれば120万円ということで、これについては評価したいと思います。

それでこれまでの過去4年間の実績と今年度の目標件数、これはどうなっていますでしょうか。

- 建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

過去4年間の補助実績といたしまして、令和元年度5件、令和2年度4件、令和3年度9件、令和4年度6件について補助金を交付しております。また、今年度の予算措置といたしまして10件分を予定しております。

- 16番(穴井宏二君) 市民の方から時々問合せがありまして、お尋ねしたときにはもう終わっていたとか、そういうこともございまして、なかなか市民の方の要望とマッチングしないときもありました。様々な理由があると思いますけれども、こういう住宅の耐震化は絶対しないといけないと思います。

あと補助金の割合からして過去の実績がちょっと少ないかなと思ったりするのですが、この理由としては何が考えられますでしょうか。

- 建設部次長(渡邊克己君) お答えいたします。

耐震診断を行った方へ意向調査を実施しておりますが、住みながらの工事となりますので工期も限られることなどから、改修の時期、費用の問題などが挙げられております。また、事業の内容や制度の仕組みなど周知が徹底できていないことも一因だと考えております。

- 16番(穴井宏二君) よく言われます昭和56年という基準があります。しかしちょっと調べましたら、この新耐震基準には2種類あるようでございまして、まず1つが今申し上げました昭和56年、1981年以前です。それから2000年の5月31日までの間に建てられたもの。2つが2000年6月1日以降に建てられた木造住宅の2つがあります。これは阪神大震災を要因として2000年5月に見直されたものでございますけれども、見直された内容は、主なものとしてはまず1番、地盤調査に基づいた基礎設計、また柱の部分、柱脚、筋交い等の接合部には金具を使用。3番目が耐力壁の配置バランスの計算などによって、2000年6月に見直されました。

そういうことで、2016年の熊本地震がありました。益城町の被害状況としては昭和56年、1981年以前の木造の建物で214棟が倒壊または崩壊したと。それで1981年以降、要するに昭和56年以降から2000年5月までの木造建物では76棟が倒壊または崩壊したと。それで2000年6月以降の一番厳しい最近の耐震基準で性能が向上したはずの建物でも7棟が倒壊または崩壊しているというデータがあるようでございます。

ほかの自治体においては、今申し上げました補助の対象範囲を阪神大震災の被害を基に平成12年、2000年基準まで広げているところがあるようでございますけれども、別府市においてはそのようなお考えはないのでしょうか。

- 建設部次長(渡邊克己君) お答えいたします。

昭和56年の建築基準法の改正によりまして新たな耐震基準が義務づけられ、新耐震基準が定められております。県内の行政庁では木造住宅の耐震化補助制度といたしまして、大規模地震に対して安全を確保できるように、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されている住宅の耐震改修を優先的に進めていく方針としております。

また2000年、耐震基準以前の木造住宅につきましては、建築士が簡単な耐震診断を行う耐震アドバイザー派遣制度により、耐震に関する相談に応じているような状況でございます。

- 16番(穴井宏二君) 大分県のホームページには2000年以前の分も掲載しておりますので、ぜひまた県と連携をして取り組んでいただきたいと思います。

では最後の質問で、この改修費用の問題や手続が非常に煩雑であるという声を聞きます。工務店さんにおいても手続が面倒で、何回も市役所とやり取りがあつて、行ったりとかしいといけないということで非常に大変だという話を聞くことがありますけれども、補助金の拡充とかまたこの手続の簡素化、これは何かできないか、そこら辺はいかがでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己君） お答えいたします。

木造住宅の耐震化を促進するためには、所有者の経済的な負担軽減や手続の簡素化を図ることは重要であることは理解しております。

補助金の拡充につきましては、これまでも大分県と協議を行い、今年度は上限を120万円まで引き上げ、申請手続についても昨年度に事業内容を精査いたしまして見直しを行ったところでございます。

今後も防災・減災対策などの社会情勢の変化に合わせた予算措置を協議していくとともに、制度の簡素化についても随時検証を行いまして、使いやすい制度になるように努めてまいります。

○16番（穴井宏二君） 補助金の拡充については高く評価をしたいと思います。しかしながら改修費用については、平均100万円から150万円ほどかかっているようでございますので、また随時検証をよろしくお願ひしたいと思います。ではこの項につきましては質問を終わります。

続きまして、療育手帳につきまして質問したいと思います。

別府市の現時点での障害者手帳等の所持者数、これはどうなっていますでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

令和5年3月末時点での数値となります。身体障害者手帳所持者数は5,918人、療育手帳所持者は1,148人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,621人、延べ合計で8,687名となっております。

○16番（穴井宏二君） 療育手帳を申請してから取得するまでの手続の流れをちょっと教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

療育手帳を新規で取得される場合、障害福祉課に申請を行っていただくこととなります。その場にて判定依頼附票調査票の聞き取りを行います。その後、県中央児童相談所または県知的障害者更生相談所により、介護指導度や知的能力、社会生活能力の程度を判定調査後、手帳の交付となります。申請から交付まで約2か月の期間をいただいております。

○16番（穴井宏二君） この療育手帳は取得してから再判定というのが必要と聞いております。以前は非常に期間が短かったようでございますけれども現在はどうなっているのか、そこら辺をちょっと説明してください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

現在、大分県では当事者の負担軽減のため、平成30年度より対象者が6歳、12歳、19歳となる誕生日が再判定の時期となっております。また19歳以上の対象者につきましては令和4年1月より、18歳以降に一度判定を受けた場合は再判定が不要となっております。

○16番（穴井宏二君） この再判定について親御さんから声がありまして、現在再判定は6歳、12歳、19歳ということで、ある程度のスパンが開いておりますけれども、まず再判定のときに市のほうに事情説明という聞き取りがあるようでございます。その後、児童相談所に行って、また同じ話をしないといけないと、これはどのくらい時間がかかるのかは分からないですけれども、かなり負担になっているようでございまして、この負担軽減の対応策等をもう少し短くできるような対応策はないかなという声がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

休みを取って行かないといけないという声もありましたので、ぜひここら辺のところは県と話し合っ、何か対応ができればお願ひしたいと思います。

それでこの項の最後ですけれども、療育手帳がカード型でも取得できるようでございます。これをお持ちの親御さんも存じない方もいらっしゃると思います。それでカード型の取得

について周知はどうなっているのか。

それからもう一つ、先ほどデジタル電子通貨でもちょっと申し上げましたけれども、デジタル障害者手帳というのがあるようでございます。現在の紙の手帳は医療費、またJR、車など公共交通機関の負担軽減の支援が受けられるところですが、手帳を利用するために一回一回取り出したり、心理的な抵抗や負担が、人に見られるという負担があるようでございます。このデジタル障害者手帳はミライロIDというアプリがあるようでございますけれども、手帳を撮影して画像を送信すると手帳の情報がスマートフォンに登録されるようでございます。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの情報が格納されて、画面を提示するだけでJRやその他の公共交通機関等のサービスが受けられるようでございますので、御本人さんの負担の軽減につながります。この点についても併せて最後に御答弁をよろしく申し上げます。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

手帳のカード化に関しましては、令和2年度に3障害ともにカード取得が可能となっております。現在は県、市ホームページまたは本課作成の障がい福祉ガイドブックにおいて周知を行っている次第でございます。

議員が申されますミライロIDアプリの件ですけれども、このDXの推進は利便性向上のため、当然福祉分野でも積極的に推進されるべきものでありますため、今後、当該アプリの有効性を調査いたしたいと思っております。

○16番（穴井宏二君） よろしくお答えいたします。

では続きまして、移動式赤ちゃんの駅につきまして質問したいと思います。

この移動式赤ちゃんの駅ですが、今回の議会でもJR別府駅構内に赤ちゃんの駅でおむつ替え等のできる施設を設置する予算が計上されましたけれども、まず別府市内にある赤ちゃんの駅でおむつ替えができる、出かけた先でおむつ替えができる、授乳ができる、そういう施設はどのような場所に設置されているのかお答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

別府市赤ちゃんの駅は、乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつ替えの場所、ミルク用のお湯の提供を受けられる施設です。

赤ちゃんの駅として現在登録している施設は、市役所などの公共施設、保育所などの児童福祉施設、スーパーなどの商業施設、自動車販売店、飲食店、携帯電話ショップなど市内33か所ございます。別府市の公式ホームページでも確認していただけます。

○16番（穴井宏二君） 今から質問します移動式赤ちゃんの駅は固定しているのではなくて、学校の運動会等に持って行って、テント式の折りたたみ等で、その中で授乳やおむつ替えができるというものでございますけれども、学校の運動会等でも他の自治体では活用しているところもあるようでございます。移動が可能なのでもございますけれども、無料で貸出しをしている自治体も増えているようでございます。

別府市でも赤ちゃんを連れた保護者が安心して外出できる環境を整備して、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等や市の公共施設に参加できるように、移動式赤ちゃんの駅を取り入れるべきではないかなと、そういう時期が来たのではないかなと思うのですが、課長、答弁はいかがでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

今回、補正予算で計画しておりますJR別府駅での授乳室設置を計画する際に、様々なタイプの簡易型の授乳室があることを確認いたしました。

御質問にあるように、近くに赤ちゃんの駅がない会場でのイベントなどに設置することで、また小さなお子さんのいる御家族が新たにイベントに参加することが期待されます。導入に向け調査してまいりたいと思っております。

○16番(穴井宏二君) ぜひ多くの自治体が、最近だんだん増えてきておりますので、ぜひ調査して導入に向けて、また保護者の方を助けてもらいたいと思います。

では最後の質問に入ります。熱中症対策とミストシャワーについてでございます。

これから本格的な夏を迎えるに当たりまして、やはりニュースになったり、また気になるのが熱中症でございます。今月1日には福岡県糸島市で体育祭の練習をしていた高校生32人が体調不良を訴え、そのうち23人が病院を受診して中等症が17人、軽症が6人と診断されたという報道がありました。

熱中症は体内にこもった熱によって様々な障害を引き起こします。場合によっては生命に関わる非常に危険な症状になります。特に気温が30度以上の日に屋外で遊んだり活動したりした後に、子どもの体温を下げるような対策を講じることが必要だと思いますが、別府市教育委員会としては何か対策は講じていますでしょうか。

○学校教育課参事(宮川久寿君) お答えいたします。

全国的に見ましても、毎年熱中症の事故が報道されており、その危険性につきましては十分に認識しております。

市教委といたしましては、熱中症予防として様々な対策を講じております。まず、市内全ての幼稚園、小中学校の教室にエアコンを設置し、適切な環境の確保に努めております。また市内各幼稚園、小中学校では熱中症計を整備し、指数に応じて活動の可否を判断し、未然防止に努めているところでございます。

さらに、毎年国や県からの通知を受け、その未然防止に努めるよう各幼稚園、小中学校へ通知をしております。その主な内容は登下校時の日傘の利用、帽子やクールマフラー等の着用、適宜の水分補給、空調設備の適切な温度管理等でございます。

○16番(穴井宏二君) それらの対策を非常に高く評価したいと思います。

それに加えてミストシャワーの設置も熱中症対策では非常に効果的だと思います。これは言わずとも御存じだと思いますけれども、これは水を霧状にして噴霧して、その冷却効果によって体温を下げるものでございますけれども、様々な学校に電話してお聞かせいただきましたら、市内の全小中学校の設置しているところに聞きましたら、非常に子どもたちがこの熱中症予防以外にも、そのミストシャワーを浴びて喜んでいて、そういう非常にいい光景を見ることができるといようなこともおっしゃってございました。

そういうミストシャワーでございますけれども、現在、別府市内での幼稚園や学校でのミストシャワーの設置状況と、その効果について述べてください。

それから併せまして、熱中症予防に効果的であって、また子どもの癒やしにもつながるミストシャワーを今後、市内全ての幼稚園、小中学校に設置して、子どもの健康の保持に努めてもらいたいと思いますけれども、別府市としての今後の展開についてはどうお考えでしょうか。

○学校教育課参事(宮川久寿君) お答えいたします。

ミストシャワーは現在、市内4つの園と3つの小学校に設置されております。その利用は6月から9月で、終日屋外で活動する運動会や総合練習等の際に利用しております。暑さ対策、熱中症対策には一定の効果があると聞いております。

○教育部長(古本昭彦君) お答えいたします。

各幼稚園、小中学校の熱中症対策でございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり各教室に設置しておりますエアコンの適切な温度管理、熱中症系の活用などによる予防の徹底を図るとともに、学校での活動時の適宜の水分補給、登下校時に日傘や帽子、クールマフラーなどの利用を促し熱中症の予防を図り、子どもたちの健康保持に努めているところでございます。また本年度、体育館にもエアコンを設置し、屋内競技における熱中症事故防止の環境も提供いたします。

ミストシャワーの設置につきましても一定の効果があるものと考えておりますので、設置済みの幼稚園、小学校に現状確認を行い、今後の在り方を検討してまいりたいと思います。

○16番（穴井宏二君） 様々な方法でぜひ子どもたちの熱中症予防に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時23分 散会